

## 第29回長野県治水・利水ダム等検討委員会 議事録

日 時 平成15年5月29日(木) 午前10時から午後4時30分まで  
場 所 ウェルシティー長野「雲海」  
出席者 宮地委員長以下14名11名出席(石坂委員、風間委員、宮澤委員 欠席)

田中治水・利水検討室長

お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今から第29回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催いたします。開会にあたりまして、宮地委員長からごあいさつをお願いいたします。

宮地委員長

お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。まだお一人遅れておられますが、定足数に達しましたので始めたいと思います。

ごあいさつ申し上げますと、前回の検討委員会では、薄川と郷土沢の答申案を大体ご了解をいただきました。それで、黒沢と駒沢、角間の審議は続けてまいりました。本日は、前回出しました黒沢川の答申案の修正を行ったものができあがりしましたので、このご審議をまず行いたいと思っております。それから引き続いてあと二つ残っております、角間と駒沢の審議を行ってまいりたいと思っておりますけども、特に角間川につきましては、前回5月16日の後の翌日、現地調査も行っております。私を含めまして8名の委員が参加をいたしまして、高社山のトンネルの近所とか、新規井戸の候補地、それから角間川のダムサイトの状況を調べてまいりました。本日それについていろいろ私どもが出した質問に対してもご返事をいただける予定でございますので、審議に役立ててまいりたいと思っております。ご存じのとおり、われわれの任期も段々迫ってまいりましたし、あとの二つをどんな日程で処理するか、そういう問題も出てくると思っておりますが、本日5時まで時間取ってございますけども、ひとつご審議をよろしくお願い申し上げたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございます。

ただ今の出席委員は14名中11名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立いたしました。

それでは議事に入ってください。前に資料の確認をお願いしたいと思っておりますが、資料1番としまして、黒沢川の答申案です。それから資料2として砂防ダムの利用について、それから資料3としまして、八ヶ郷の水利史による中野市八ヶ郷土地改良区の歴史ということでお配りしてあると思っておりますので確認をお願いしたいと思います。

それでは委員長、進行の方をお願いいたします。

宮地委員長

はい、承知いたしました。

それでは、まず議事録の署名人をお願いいたします。本日は大熊委員と高田委員をお願いをしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、先ほど申し上げましたように、起草委員会で黒沢川答申の案について審議をいたしまして、前回の委員会で議論をされましたけれども、それをもとに私が高橋部会長とご相談をして修正したものが資料として配付してございます。ひとつこれについてのご審議をお願いをいたしたいと思っております。その前に事務局からこの答申案の報告をお願いいたします。

## 事務局

それでは資料1をご覧いただきたいと思います。

「黒沢川における総合的な治水・利水対策について(答申)(案)」でございます。読ませさせていただきます。

当委員会は、長野県知事から諮問を受けた黒沢川の治水・利水対策について、平成13年6月25日より審議を開始し、長野県治水・利水ダム等検討委員会条例第7条に則って黒沢川部会を設置した。黒沢川部会は平成14年4月30日から15回の部会審議(うち現地調査2回)と1回の公聴会を経て、「黒沢川部会報告」(以下、「部会報告」という)を取りまとめ、その結果を平成15年2月14日に委員会に提出した。委員会は、部会報告をもとに黒沢川の治水・利水対策について検討を重ねた。

### 黒沢川の治水・利水に関する委員会の総合的判断

上に述べたような審議の結果を総合判断して、委員会は黒沢川の総合的な治水・利水対策として次のように答申する。

#### 1. 黒沢川の治水対策

赤沢砂防堰堤下流付近に調整池を設置して、想定される洪水の調整を行うことと併せて、現在中断されている河川改修を進める「調整池+河川改修案」を治水対策の基本方針とすべきである。

この治水対策に当たっては、緊急かつ最低限必要の対応として次の措置を取ることを強く求める。

- (1) 赤沢砂防堰堤下流付近の調整池の詳細設計に際しては、調節容量など詳細な検討を行うとともに下流域における休耕田などの利用についても検討すること。
- (2) 現在中断されている万水川河川改修を現計画通り早急に継続すること。
- (3) 黒沢川・万水川における流下能力の再検証と調整池建設に伴う環境調査などを実施して、流域住民の合意を得ること。

#### 2. 黒沢川の利水対策

黒沢川の流水を最大限に有効活用しながら、上水道水の不足分については既設の井戸と新規井戸の開発により確保し、農業水の不足分については中信平農業用水から確保する「水利分配案」を利水対策の基本方針とすべきである。

委員会での審議にみられるように、黒沢川の流況は、既得慣行水利権、河川維持流量や豊水水利権の可能性等について数多くの課題が現行の法制度のもとでは未解決のまま残されている。

特に水道水源確保にかかる県の三郷村への支援は、生活貯水池としてダム計画を進めてきた経過から、ダムによらない利水対策に変更したことによる村の財政負担増を極力避けることを基本的な方針として検討すべきである。

このため、新たな支援策を適用してもなお実際の事業費がダム建設の際に支出したであろう村の負担を上回る場合は、補助率の変更も考慮しながら、県の支援を前提に村と協議すべきである。

この利水対策に当たっては、絶対必要な事項として以下のような措置を取ることを確約することを求める。

- (1) 黒沢川の既得水利権の取水実態を県において把握するとともに、実状に適合した対応策を検討する。また、国に対して豊水が利用可能となるよう現行法制度の改正を要請すること。
- (2) 三郷村の水道水源として暫定豊水水利権が取得できることを条件とする。
- (3) 中信平農業用水からの補給水確保については、県が仲介役になり円満な解決策を講ずること。
- (4) 黒沢川の流況を詳細に調査し尻無し川の特性に合った維持流量の設定を検討すること。
- (5) 三郷村の水道水源について、なるべく自然流下で供給可能な地点での水源調査と試掘

を実施すること。

(6) 安曇野の地下水調査を行って関係町村との協調を図ること。

(7) 県は、利水事業に対する村の財政負担が増えないよう、支援策を講ずること。

(8) 安曇野5町村一体としての地下水の涵養・保全条例の制定を要望する。

以上述べた治水・利水に関する諸事項については、概ね2年間の期限を以て調査・検討を行い、関係者の合意を得ること。また、地元住民に説明することを要請する。

また、ダムによらない治水・利水計画を実現するためには、住民参加の「流域協議会」を設置して、行政と住民が連携してより良い環境を構築することを提言する。

総合的判断に至った理由

#### 1. 部会における審議の概要

黒沢川の流域は安曇野5町村にまたがっており、水道水源として井戸水や流況不安定な溪流に依存する三郷村に安定した水源を確保することと、黒沢川を下流万水川に接続して治水安全度の向上を図るための白熱した部会審議は15回に及んだ。部会では最後までダム案とダムなし案のそれぞれを支持する意見があったが、昨今の財政状況に鑑みて、「黒沢川・万水川は安曇野の共有財産」という基本理念を再認識し、部会報告は「調整池案」+「水利分配案」を基本とするダムによらない治水・利水対策案としてまとめられた。

##### 1) 治水対策案

赤沢砂防堰堤下流に設置する調整池による洪水調節と現在計画されている河川改修の実施により治水安全度を確保する。

##### 2) 利水対策案

三郷村上水道用水、南小倉地域等の農業用水及び雑用水は、黒沢砂防堰堤の活用等を検討しながら黒沢川の流水を最大限に利用し、不足する水量は地下水又は他の農業用水に求めることとする。

#### 2. 委員会における審議の概要

委員会はこの部会報告を受けて審議を進めた。議論が集中したのは、洪水調節のための調整池の可能性と中断している万水川改修の再開の実現性、あづみ野排水路事業への影響、黒沢川の流況と現在認可されている水利権水量との乖離、豊水水利権取得の可能性、利水対策に対する県の財政支援等についてであった。

委員会で出された意見の主なものは次のとおりである。

##### 1) 治水対策について

- ・調整池の設置場所および費用についての見通しは十分であるか。
- ・現在中断している万水川未改修区間の河川改修およびあづみ野排水路事業の推進は緊急かつ最優先事項である。
- ・黒沢川・万水川における河道流下能力の再検証（実測による流量・粗度係数等）を行い流下能力不足が明らかになった場合に、赤沢砂防堰堤下流付近に調整池の設置を計画する。
- ・調整池設置箇所等の環境調査を実施したうえで治水計画を立てるべきである。

##### 2) 利水対策について

- ・既得慣行水利権の水量は黒沢川の流況とあまりにかけ離れている。現状では何とかやれているのだから、実状に即した柔軟な対応を考えるべきである。
- ・黒沢川の維持流量は尻無し川の特성에合わせた適切な設定に見直しすべきである。
- ・三郷村は水道用水について黒沢川に水利権を持っていない。中信平左岸土地改良区、雑用水組合などの水利権者との話し合いを県は積極的に支援すべきである。
- ・豊水水利権の可能性を検討し黒沢川の流水を最大限活用すべきである。
- ・ダムによらない利水対策に対して県の財政支援を明確にすべきである。
- ・県はダム建設の際に支出したであろう金額を上限として市町村水道事業者に財政補助することを検討すべきである。
- ・水利権の転用に関連して当事者間の合意を得るために、県は適正な水需要量の把握と流量等河川情報の提供に関する支援を行うべきである。

- ・恒久的な水源対策を行うまで砂防堰堤の利用や暫定豊水水利権の取得を考えるべきである。
- ・財政支援の保証を委員会として提案すべきである。
- ・水利権調整特区の可能性。
- ・上段での水源調査をやるべきである。深い井戸を掘れば水は出るのではないか。
- ・わさび田は浅い水で、深い井戸からの取水とは関係がないのではないかと水脈調査すべきである。
- ・堀金村の会社は井戸から6,000m<sup>3</sup>/日の地下水を取水しているが、現状把握と何らかの規制が必要ではないか。
- ・農業用水の生活用水への転用には農業者への補償を考えてはどうか。
- ・水田での水利用について、必要量と戻る量を示して欲しい。
- ・中信平農業用水に係る水利権の調整については国土交通省、農林水産省とも協議が必要である。
- ・地下水涵養と保全条例を安曇野5町村一体のものとして提案すべきである。
- ・利水の財政支援額を具体的に示して欲しい。

### 3. 委員会意見のまとめ

黒沢川には、既得慣行水利権、河川維持流量や豊水水利権の可能性などの今後検討すべき課題が未解決のまま残されている。

また、ダムによらない場合の利水事業に対する村の財政負担が増えないよう県は財政支援を講ずべきであるとの声が強かった。

委員会は、県に対してこれらの諸問題について積極的に対応するよう強く要望し、県がこれに応えられることを前提としてダムによらない黒沢川の治水・利水対策を答申することとした。

次の6ページでございますが、答申の際の資料を記載してございます。別添1として、失礼しました。訂正をお願いします。郷土ではなくて「黒沢川の部会報告」でございます。大変申し訳ございません。それから附属資料といたしまして、検討委員会の審議状況、今日までの概略版でございます。それから附属資料の2として、検討委員会の名簿。これは次ページの方に付けてございますけれども、これを一括いたしましたので答申する資料とさせていただきます。以上です。

宮地委員長

ありがとうございました。

ただ今の答申案、少し前回の委員会の意見、それから特に利水ワーキンググループからのご提言も取り入れまして、文章も少し丸くしたということでございます。いかがでございましょう。前回ご欠席の委員もおいでになりますが、どうぞご質問・ご意見等をお出しいただければ幸いです。

五十嵐委員

内容の問題じゃありませんけど、文章表現上の問題で、もうちょっとはっきりした方がいいかなと思う点がいくつか指摘させていただきたいと思います。一つは、2ページの下から(2)というところです。「三郷村の水道水源として暫定豊水水利権が取得できることを条件とする」のこの「条件」という意味はどういうことでしょうかということ。これとかかわりましてですね、5ページの下から2行目、「県がこれに応えられることを前提としてダムによらない…」うんぬんと書いてあります。「前提」とか「条件」とかっていうのは、もしこれが履行されなければダムに戻るという前提なのか、改めてもう一回審議会をやり直すということなのか、そういうのをちょっとよく日本語としてこなされていないというのが第一点です。

それから2番目は、3ページ目の上から4行目(8)です。「安曇野5町村一体としての地

下水の涵養・保全条例の制定を要望する」、これは誰に対して誰が要望をするんでしょうかと。主語と述語といいますが、その関係が明確でない。これは県知事に対する答申になると思うんですけども、県知事に対して安曇野5町村が一体としてこういう条例を制定することを要望するということになるんでしょうかということ。だとすれば、やや管轄違いっていいですか、そこはおかしいと思います。それから、これは私の認識違いなのかどうかわかりませんが、3ページ目の総合的判断に至った理由、真ん中の部分ですね、の部会における審議の概要というのがありまして、真ん中へんに、「最後までダム案とダムなし案のそれぞれを支持する意見があったが」が、次です。「昨今の財政状況に鑑みて…」うんぬんとありますけれども、財政状況だけでこういうことを決めたのか、あるいは「などを含めて」なのか、これだけを見ると、財政状況の観点からダムなし案を採ったというふうに見られますので、それでよろしいのかどうかと。以上です。

宮地委員長

ありがとうございました。

その他にご質問、先何っておいた方がよろしいかと思いますが。どうぞ、藤原委員。

藤原委員

五十嵐さんが質問をしたと同じところなんですが、5ページの一番最後の2行が非常に問題になるんじゃないかなというふうに思います。要するに、「県がこれに応えられることを前提としてダムによらない黒沢川の治水・利水対策を答申することとした」というのはね、これはもし県がこの前提を応えられないということになるとダム案ということになるわけなんですか。そのところは五十嵐さんと同じように疑問に思ってます。

宮地委員長

はい。わかりました。五十嵐委員のおっしゃることと同じですね。

他にいかがでございましょう。

それでは、一番大きいところで、2ページ目の「条件」とか、それから5ページの「前提」、この言葉の使い方の意味からまいりましょうか。そのへんは、そうですね。高橋部会長、先何かお話。

高橋委員

部会といたしましては、五十嵐先生言われるように、この条件をのまなければダム案も考えますよというニュアンスです。それからこの8番、確かに誰が誰に要請するのかっていうのは確か問題だと思いますけれども、実はこの動きが今出まして、5町村で、新聞でご存じかと思いますが、委員会が発足しました。涵養の問題、地下水の調査の問題については出ております。それから、「昨今の財政状況」というのは私が作った文章なんですけれども、本当の話をしますと、恐らく金もないだろうし、この情勢から、ダムっていうのは無理だろうということですので、財政だけではない、「など」をやっぱり入れた方がいいんじゃないかなと私も思います。

宮地委員長

はい。いかがでございましょう。問題は三つ。「条件」「前提」というのはかなり強い言い方になってる。これはかなり意識をして書いた。部会の意見があって、意識をしたわけですが、そういう意味では豊水の話とか、それがだめだったら全部だめかと言われると、そのところは、つまりそれを非常に強く委員会としては要請をしようと、そういうつもりで書いたわけですが、そのことは前回にも申し上げていると思いますが、いかがでしょう。そのへん、特に「前提」という言葉はちょっと強すぎるかもわからないんですが、しかし似たようなものだと思っております。それを受け止めて欲しいという

意思が入っておる。そうご理解を、前回は申し上げております。それでは、ちょっと何か適当な言葉があればおっしゃっていただけますと、別にこれにこだわってるわけじゃないと思いますが、どうでしょう。しかし、とにかくやっぱり暫定豊水を要請するとか、暫定豊水を条件とするっていうのは、かなり強い要望であった。だから、これはぜひやって欲しいという意味を申しておるんですが、いかがでしょうか。

五十嵐委員

なんか難癖をつけるわけではありませんけれども、事実上、この「これらに答えられる」という場合の「これに」という部分が、この利水対策の丸ポチ(・)がずっとあるいくつかの点ずっと、これを受けて「これに」と言ってるわけですね。

かなりこの中にはいろいろ、法制度上の難しいこともたくさん含まれているというふうに思うんです。

それで、これに答えることを非常にストレートに言うと、法改革をしない限りできないというような部分を含めて、もし法改正ができなければダムに戻りますよというふうになるのかどうかですね。

高橋委員

ですから、「以上述べた…」とここに書いてありますが、概ね2年間でいろいろ調査をして、これはできるとかできないとか、という協議をしてくれと。地元住民に説明してやって欲しいと。そこで協議をしながら決めていって欲しいと。必ずダムに戻るというニュアンスもあるんですけども、この2年間の期限をあえてここで入れたと。

高田委員

文章の続きがちょっとやっぱりおかしいですね。この上の2ページの最後のところに、次の条件は絶対お願いしますよという書き出しなんです。この利水対策に当たっては、絶対必要な事項として次のような措置を取ることをこの検討委員会としては確約してくださいねという書き出しなんです。そうすると、(2)の「三郷村の水道水源として暫定豊水水利権を取得する」で止める文章でないとおかしいと思うんです。これはぜひお願いしますということですから。それと、3ページの(8)のこの安曇村のこれも、「地下水の涵養保全条例を制定する」という表現でないとおかしいですね。係り結びの関係です。

宮地委員長

はい。今の表現上の問題はございますけど、要するに、ここに「条件とする」ということを高田委員は今の上の方の「確約することを求める」、それで代用しておるわけですね。

高田委員

そうです。

宮地委員長

つまり、そこがそれでいいのかどうかということが今五十嵐委員のおっしゃるところだろうと私は思います。ですから、表現の問題は別としましてね、「前提」とか「条件」という言葉を、五十嵐委員、例えばですね、確かに法律上非常に難しいことがあるかもしれないと、そういうご意見があるならば、そのへんも勘案して、しかも部会あるいは委員会のこういう強い希望があるということ表現するのに何かうまい表現がありませんか。そういうことをおっしゃっていただけると助かるのでございますが、つまり、そういうことをぜひお願いしたいという気持ちはご理解いただくと私は思っておりますが、どうでしょう。

五十嵐委員

そこは、認識は同じです。あと文章上の表現だけで。

宮地委員長

どうでしょう。高田委員がおっしゃられたことは、そのところを条件って書きませんので、確約するといったのがどの程度かということになってしまうように思うんですが、それによろしければそこにいっちゃうわけですけど。

高田委員

いえ、文章表現としてそうなんですけど、この暫定豊水水利権の話は前から検討委員会でたびたび出てる話で、これは恒久水源が予定されなければ認められないということがあります。

ですから、これだけを取り出したらこれが浮いてしまう可能性があるんですが。そのへんは大丈夫かなど。要するに黒沢川の水利権はないわけですから、何か将来、恒久的には井戸水源を確保するというような一言がいるんじゃないかという気はするんですけどね。

宮地委員長

要するに、これ暫定ですからね。それに対する裏付けがあれば暫定豊水水利権自体は認めてくれる。それをいつまでも使うわけではない。そのためには、水道水の調査も2年間ぐらい掛けてやれと。こういう論旨になってるだろうと思います。ですから、どうでしょうか。どうもご趣旨はご理解いただいているように思うんで。

高田委員

ただ、この黒沢川からの水利権がないということと、この後の方で、今現にそこそこできてのに、水利権との乖離が大きいので、そのへん調べなさいというようなことがずっと書かれていますね。

ちょっとそれがはっきり断定的に書かれてないので、ぼやっとしてるんですが、その中に入るかなという気もするんですけどね。

宮地委員長

そこは、しかし委員会の意見として、委員会で出た意見として書いておったんじゃないかなたですかね。乖離が大きい。

高橋委員

そうです。委員会で出てました。

宮地委員長

そうですね。委員会で出た意見がそのまま書いてあるということでございます。ですから、やっぱり問題になるのは、やっぱり、ここに「条件とする」とか「前提として」という言葉は強いわけですが。

高田委員

一番最後のところ、5ページの最後のところには、未解決のまま残されていると。これは一番大きな言葉だと思うんですけど。

宮地委員長

そうです。だからそういうもの、ここは実は高橋さんと私でいろいろとご相談をしてですね、なるべく強い表現の方がいい、県に対する姿勢がはっきり出てる方がいいだろうと思って、こういうふうな書き方をしたんですが。例えば丸くしちゃうなら、「期待して」なんてい

う言葉はあり得るわけですけど、それじゃあちょっと弱いだらうという感じがしたんでございますけどね。

高橋委員

私は、支援の問題を除いて、行政としてほとんどできる問題なんです。相当強く言っても、と私は思ってるわけです。暫定豊水権も既得水利権の見直しも、調査をしてやればできるんじゃないかと。あまりお金掛けなくてもできる問題だらうというように解釈しておりますので、強く、できるだけ今までの答申にない強いものにして欲しいというお願いをしてるわけです。

宮地委員長

いかがでしょうか。実はこの5ページの最後のところは、特に話のまとめ上、今回新しく付け加えたところなのでございます。それでちょっとそういう意味でお読みいただきたいので、ごまかすわけじゃないんですが、「県に対してこれらの諸問題に対して積極的に対応するよう強く要望し」と、そういう言葉になっております。それに県が応えられることを前提としている。積極的に対応することを前提としてということも読めんことはないんでございますけど。

藤原委員

部会、それから検討委員会でいろいろと審議が行われたわけで、それでこの5ページの下から3行目のところですね。

ここまではわかるわけですよ。そうすると、「県がこれに応えられることを前提として」というのをですね、この委員会で付けるのか付けないのかってということなんですけどね。これを取ってね、それで「委員会は強く要望し、ダムによらない黒沢川の治水・利水対策を答申することとした」というふうにすれば引っ掛からないんですけども、このまま書かれてますとね、これに応えられなければじゃあダムなのかという話になってしまうような気がするわけですよ。ですから、一つの提案とすれば、「県がこれに応えられることを前提として」という部分を削除したらいかがでしょうかってということなんです。

宮地委員長

そうですか。具体的におっしゃっておられますが、いかがでしょう。どうでしょうかね。高橋部会長どうですか。

高橋委員

それはいいでしょ。

宮地委員長

五十嵐委員、そのへんはどうですか。やっぱり取っちゃっていいですか。

五十嵐委員

ぼくはむしろ高橋委員の方に実は趣旨は賛成なんです。だから極端に言えば、私は2年以内に、こういうことについて県が不作為、不誠実であれば、たぶん戻ることもあり得るというぐらいの強い要望を付けた方がいいという立場です。ただ、そのことがちゃんとわかるようにどう書くかということで、この文章がいいかどうかはちょっと引っ掛かるということです。心情としては、ぼくはあまり行政を信用してないから、もうそのぐらいちゃんと、ただ要望してというだけじゃね、一生懸命努力してもやらなかったということになると、またずるずるいちゃうから、少しアクセント、この場合は強くした方がいいという意見なんです。



高橋委員

特に先生から委員会の中でもその点は強く言われてきたわけです、ずっと。

要望だけで本当にやるんですかと、要望じゃだめじゃないですかと、というような先生が一番強く、今までの意見で一番強かったはずです。黒沢ばかりじゃなくてね。

宮地委員長

はい。そのへんは、それを非常に強く意識をした部分でございます。藤原委員どうでしょうね。ここを前提、私本当は「県がこれらの諸問題について積極的に対応することを要望して」ということで全部済んでるならば、言葉として、「県がこれに応えられることを前提とし」というのはちょっと入れ過ぎたかもわかりませんが、そこ離して3行だけ取ると何とかなるように思うんですが、やっぱりだめですか。

五十嵐委員

応えられるというの、もっと明解に、ぼくはだからむしろ強く書けというぐらいな感じなんですけども。県がこれに応えることを前提、「られる」というの取って、「応えることを前提として」と言った方がもっとすっきりじゃないですか。

宮地委員長

「応えることを前提として」

五十嵐委員

ええ。

高橋委員

なるほど。

宮地委員長

「応えられる」というと、ちょっと敬語のつもりで使ってるんですが。受け身じゃないんです。「応えることを前提とし」なんです。中身は、だから、そうするともっと藤原委員のより強くなりますね。でも、どうでしょう。もしこれ全部だめだったらダムへ戻るかどうかというの、それはまた一つの話だろうと思っておるんですけども。ですから、われわれはこういう要望を強く持つてる。それを期待して県は対応して欲しいと、こういう趣旨には考えられませんでしょうか。いかがでしょう、他の委員の方。

大熊委員

しばらく休んで、頭がこっちの方にまだなっていないんですけども、私の治水の方ではですね、どうしても黒沢川の流下能力の再検証っていうことを、これをやっぱり絶対条件にしたいんですよね。2ページの一番上から2行目の(3)のところですけども、「黒沢川、万水川における流下能力の再検証」という、これがやはり第一前提で、これをやってもらわない限り、先に治水の方は進んでもらいたくないぐらいの強い気持ちなんです。そのへんが今の「前提として」というところも、これもちゃんと含まれているというふうに、私は考えていたんですけども、そういう理解でよろしいんですかね。もうちょっと、このへんをどっか強調することができないかなと思ったりしながら。

宮地委員長

5ページの最後のところは、委員会の意見でそうまとめたわけございまして、その中で強調すべきところが、実は本答申の方の2ページの治水に関しては1、2、3の中に入ると。そういう趣旨でございます。

大熊委員

それじゃあ、了解します。

私も意見として、この治水のところの1ページから2ページにいく1、2、3の順番を変えたらどうかといったようなことも一度出したことがあったんですけどね。まず、流下能力の再検証をトップに持っていった方がいいんじゃないかとかいったようなことは一度メールで差し上げたことがあったんですけども、3番目でもいいといえばいいかなと思ったりしてるんですけども、そのへんが含まれて最後の5ページ目のところで「県がこれに応えることを前提として」ということであれば、私も強い方がいいのかなと思っております。

宮地委員長

それはそうだと思いますが。いかがでしょう。別に1、2、3って順番が。

高橋委員

確か、大熊先生言われるようにですね、この1はですね、それをやって、反対ですよ、やっぱり。流下能力をまず検証して、この1番に入ってくるわけですよ。それが必要なら調整池を造りなさいよという文章にはなってるんですが、確かに順番ちょっとこれ変えた方がいいですね。流下能力を調べて、足りなかったら造れよっていう文章にはなってるんですが。

ですから、それを1にやっぱり持ってきてですね、2番に今の1番ということでしょうね。確かに言われるとおりです。

宮地委員長

それじゃあ、3を1にして、今の「黒沢川・万水川における流下能力の再検証と調整地建設に伴う環境調査」、これが1になって、そうすると1が2、以下2、3と落としていいんですか。

高橋委員

そうですね。

宮地委員長

今ご提言がありました。ちょっと話があって動いておりますが。

大熊委員

それはね、私がメールで一遍、その順番を変えた文章を作ったのを送ったことがあるんですよ。

高橋委員

何回かやってるうちにわからなくなっちゃって。

大熊委員

そうしていただければ大変ありがたいです。

宮地委員長

はい。いかがでございましょう。今のご意見ですと、最後のところは「前提として」でもいいではないかというようなご意見が強いようでございますが、そうすると、2ページのところの(2)の「を条件とする」、このところは「暫定豊水水利権を取得できること」、こういうふうにやった方が話としてはまとまってくるんですね。確かに、こうこうこういうこと、こういうこと、というふうになっておりますので。

大熊委員  
そうですね。

宮地委員長

いかがでしょう。一つ原案を申し上げますと、始めから申しますと、1ページから2ページの治水対策のところでは3に書いてある、3のところを1にしまして、それからもとの1は2にすると。それから2は3にする。そういうふうな変更を一つご提案申し上げます。それからもう一つ、今の2ページのところの(2)、ここの「三郷村の水道水源として暫定豊水水利権が取得できること」、ここで切っておいて、切って、「を条件とする」というのは、つまり上の確約することを求めるということの中に入れてしまうと。そういうふうな理解をしたいと思います。それから、一番最後のページの、5ページの一番最後の2行、「県がこれに応えることを前提として」と、そういうようにはっきりと申したいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。他にいかがでございましょうか。

五十嵐委員

先ほどの質問と関連しますけれども、「安曇野5町村一体としての地下水の涵養・保全条例の制定を要望する」、これちょっと新聞上で今日朝、私も見たんですけど、ちょっと説明していただいて、表現を例えば「県は制定を促進するように」と、こういう動きを促進するよというふうなことを書いたらどうかと。

宮地委員長

すいません、まだ終わってありませんでした。  
もう一つございましたね。「財政状況を勘案して」というところ、「財政状況など」、あれは「など」でよろしいですね。

高橋委員

これは「など」入れてください。

宮地委員長

そこは「など」と入れてください。それからもう一つ、今の安曇野5町村の、それは何ページでしたかね。

五十嵐委員

3ページの上から4行目、(8)です。

宮地委員長

すいません。8です。「5町村一体としての地下水の涵養・保全条例の制定を要望する」と。これは今、高橋委員もおっしゃいましたように、実は今日の新聞で、私が言っているかな。後でコピーを取って差し上げますけども、こういう記事が出ております。「南安曇郡7町村などをつくる郡水資源対策協議会」、会長は村上豊科町長でございますが、これは「本年度、地下水くみ上げ状況の調査に向けた研究に乗り出す」と。これは「専門家を含むプロジェクトチームを近く組織、調査の内容や手法、地下水保全に関する条例制定などを検討する」と、こう書いてございます。豊科町内に28日に開いた総会で事業計画に盛り込んだと。実はその後注釈が付いておましてね、「安曇野の地下水をめぐるのは、県治水・利水ダム等検討委員会が近く県に提出する答申で、詳細な調査と、適正な地下水利用を目指す条例制定の必要性を指摘する見通しである」と。「同協議会は、答申を踏まえた県の動向と整合性を図りながら、地下水利用の現状を正確に把握したい」、という考えであると。ですから、われわれが

こういう答申を書いたということが、非常に強く反映してあることだと、私も今朝理解をいたしました。これは信濃毎日新聞で、確か朝日新聞にもそういう同じような記事が出てたと私は思っておりますが。ですから、私たちの考えてることは、かなり関係市町村も受け止めてくれておると思っております。それで、実際にこの8のこの表現ですが、「安曇野5町村一体としての地下水の涵養・保全条例の制定を要望する」、これはですから、委員会が、実際問題としてはこれは市町村がやることとございましょうから。だから、それが知事の答申の中へ入ってるのはおかしいのかもわかんないんですが、われわれとしては知事にやれというわけにもいかんし、というので、この間の委員会ではこう書いておこうと、確かそうでしたね。そういう感じでございます。

五十嵐委員

ちょっと修正案を申し上げます。

「安曇野5町村が」ですね、「が一体として行う地下水の涵養・保全条例等の制定を促進することを要望する」と。

宮地委員長

安曇野5町村が一体として行う地下水の涵養・保全条例等の。

五十嵐委員

「制定を促進すること」と県知事に要望すると。

宮地委員長

すること、「要望するは」いらくないですね、そうするとね。

五十嵐委員

促進することです。

宮地委員長

すること。知事に要するにそれを促進して欲しいと言えっというんですな。

五十嵐委員

そうです。

宮地委員長

なるほど。それはいかがでございましょうか。

高橋委員

いいんじゃないですかね。

宮地委員長

今の趣旨はわれわれの言ってることにちっとも変わってない。対象がはっきりしてるわけですね。いかがでしょう。

(異議なし)

宮地委員長

よろしゅうございますか。

(はい)

宮地委員長

それでは、いくつか修正がございましたけど、その他に何かございますでしょうか。ございませんようですので、それではこれで、今言われましたことを修正をいたしまして黒沢川の答申案としたいと思います。

それで、今日ご欠席の委員がおられますので、念のためにちょっとご意見を伺ってみますが、本質的なご変更はないということをご前提としてるわけですが、それをまとめまして、あとその修正のことについては私にご一任いただけますでしょうか。そんな大きく変えることはないと思って、あったらもちろんご報告をいたしますし、ご審議をいただきます。

それで、あと答申の時期につきましては、日程を調整して、委員長とこれは特にこれにご苦労をいただきました高橋部会長にもご同席いただきたいと思いますと思っておりますが、まだ実は薄と郷土のことについてはまだ最終的にご報告申しておりませんが、今ちょっといいでしょうか。いいですね。ご意見なかったですね。薄川と郷土沢川の答申について、前回の委員会でご欠席の委員の方のご意見も伺おうと、こう申しておきました。その後、確か25日までにご意見伺いたいと申しておりましたが、ご意見は新しいもの出てこなかった。そういうことを伺っております。したがって、この薄と郷土と黒沢と、三つ一緒にして日程調整をして知事に答申を出したいと、こう考えております。それでよろしゅうございますでしょうか。

(結構です)

宮地委員長

はい。それではそういう方向で処理をしたいと思っております。ありがとうございます。

とにかく、残りは今審議中の二つの部会にしばらくのわけがございますので、今ちょうど11時になりました。話の進み方からして、先に角間川の治水・利水対策案について審議に入りたいと思います。

先ほど申し上げましたように、5月17日土曜日に、角間川の利水対策について現地調査にまいりました。この時、あと終わりましたから、中野建設事務所でございますか、そこでいろいろまとめをしました時に、いろいろな委員からの質問がございましたので、それに対するまず幹事からのご返事をお伺いして、あと審議に入りたいと思います。

それではよろしく願います。まず第一は角間川の砂防ダムの利用についてでございます。

幹事(中野建設事務所)

中野建設事務所でございます。

それでは資料2をご覧くださいと思います。

角間砂防ダムからの取水の歴史的経緯でございますけれども、夜間瀬川流域は、季節・降雨量等による水量の変動が非常に大きいため、湯水被害を受けやすく、水道水・農業水利とともに水不足の解消が長年の懸案でございました。

こうした中で角間川には、上流で治山事業、下流で砂防事業が実施されてまいりました。

角間砂防ダムは、土砂が満砂するまでの間ということで、その間、水がたまった状態となるためですね、山ノ内町、それから下流の水利権者が、あくまでも砂防ダムが満砂するまでの一時的な対応としてですね、放水施設を設置し、たまった水の利用を図ろうとしてまいりました。

具体的には、異常湯水時に角間砂防ダムのたまった水を放流することによりまして、下流での水量不足分を補いまして、夜間瀬川全体の水量の減少を緩和させる予定でした。ですが、実際ですね、竣工後、台風に伴う出水が相次ぎまして、すぐに砂防堰堤が満砂状態となってしまいまして、実際にはこの放水施設を活用することはありませんでした。

なおですね、昭和48年10月に砂防ダムに着手をいたしまして、55年10月に竣工をしております。

2といたしまして、技術的問題でございます。

砂防計画上の除石の効果、影響につきましては、現場やその状況によってですね、個別の判断が必要かと思えますけれども、一般的に申し上げまして、除石を行うことによりまして、現在土砂がたまることによって、周辺の安定が図られてるわけですけど、そういった溪岸の不安定化につながるという点、それから堆積土砂の運搬については、貝鐘砂防堰堤、角間砂防ダムの間の運搬経路の設置っていうのは非常に不可能に近いものがございます。それから土砂排出する場合には、国立公園内に新たな搬出施設を設けるというような必要が生じてまいりまして、技術的にも多くの問題があるというふうに考えております。

3番目としまして、法的な問題点でございますけれども、水利権についてはですね、砂防堰堤っていうのは、そもそも貯水機能を持たせてないためですね、砂防堰堤の設置に伴いまして、新たな水利権の取得っていうのはできないというふうに考えてございます。

4番目といたしまして、角間砂防ダムについてでございますけど、この利水施設についてでございますけれども、設置後20数年、23年ほどたつてございまして、管路がですね、閉塞してまいりまして、さびたりして老朽化が著しくてですね、前回委員の皆さまにも見ていただいたとおりですね、ちょっと使える状態ではないというふうに思います。

添付されてます、次のページに平面図、それから角間砂防ダムの縦断図が付いてあります。これは平成11年度にですね、堆砂状況の調査という目的でですね、角間砂防ダムの測量を、といたしますか、堆砂状況の測量をしたわけでございます、その時の図面でございます。縦断図上でですね、斜めの線が入ってございますけど、これがですね、水を取るとすれば、取水するとすれば、水がたまるであろうと考えられる量でございます、9万m<sup>3</sup>ということです。ダムの中腹から線が引いてございますけれども、その斜線からは取水施設がございませんので、つまり天端からいいますと、12.5mの位置に実はその斜線が引いてございますが、その位置に取水の施設、現在の施設はあるということでございます。したがって、その量を計算しますと、現在の放水可能容量っていうのが9万m<sup>3</sup>だと。その下を含めると実際の貯水可能容量っていうのは10万m<sup>3</sup>になるということでございます。

ちなみにですね、そこにちょっと記載してございますけど、計画されてます角間ダムについては有効貯水容量が236万m<sup>3</sup>というかたちでございます。

水利権に対する下流地権者、水利権者の意見等というようなことで質問があったかと思えますけれども、資料的にちょっとまとまったものがなくてですね、文章にはなっておりませんが、下流水利権者とのダム計画における新規水利権の同意などの協議の中では、利水容量に含まれる不特定分を確保することが求められています。角間ダム建設に伴い、異常渇水時に農業用水利の水量確保が可能となるため、下流水利権者は角間ダム建設促進の立場です。しかし、慣行水利権を法定化するという点については、現在協議中でございます。ただし、これは「『脱ダム』宣言」以降、協議は中断してございます。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。水利権のことについても、それだけなんですか。もうこれで水利権のことについても全部済んだということですか。砂防ダムの利用についてのことをお願いしたんですが、水利権のことについて、今ちょっとおっしゃったのは、それで全部済んでるんですか、済んでしまったんでしょうか。

幹事（中野建設事務所）

現在協議中ということですよ。特に慣行水利権を法定化するという点については現在協議中ということでございます。

宮地委員長

確か水利権のこともおっしゃってたと思ったものですから、ちょっと混同したんですが。砂防ダムの利用についてのご説明をいただきました。ありがとうございました。中野の建設事務所でした。

それで、もう一つ水利権の歴史的な経緯についてということについてご質問をいたしました。これについては北信地方事務所の方からご説明をいただけたと思います。私がちょっと今、混同をいたしました。

幹事（北信地方事務所）

北信地方事務所の土地改良課ですけれども、私の方から資料3におきまして、角間川流域の農業用水の歴史についてご説明させていただきます。

資料3にですね、年表3枚と図面1枚が付いているのですけれども、先に図面の方、一部訂正がありますのでお願いしたいと思います。図面の方ですね、左側の方の赤くピンクで囲ってあるところにですね、「新しい」という字が一文字入ってるのですけれども、これは「新井」という地名でして、井戸の「井」をこの後に入れていただきたいと思います。ピンク色の囲ってあるところ、新井という地名になります。

年表につきましては、『中野八ヶ郷水利史』という本が発行されておきまして、それを主な項目ごとに年表にまとめてみました。角間川部会におきましても資料として提出したものでございます。また、図面につきましては、4枚目の図面なんですけれども、夜間瀬川と角間川流域で取水を行っております用水の状況を表したものでございます。夜間瀬川から取水しております農業用水につきましては、全部で14カ所ありまして、そのうち許可水利権のものが2カ所、残りの12カ所が慣行水利権になっております。八ヶ郷用水以外にも多くの水利組合が存在している状況でございます。

八ヶ郷につきましてですが、江戸時代のころ八ヶ村と呼ばれておきまして、図面をご覧になっていただくとわかると思いますが、八ヶ郷に関係する地名を青色で着色してございます。八ヶ村というのは中野村、中野ですね、中野村を中心に松川・更科・小田中・西条・吉田・一本木・若宮の八つの村々を指しておきまして、そこに竹原が加わりまして現在の八ヶ郷となっております。用水につきましては、年表の方ですね、最初の事項になるのですけれども、1500年代前半に開削されたと言われております中野堰というのがありますが、それを親堰といたしまして、夜間瀬川に石を積んで水をせき止めまして、現地調査の時にご覧になっていただきました夜間瀬橋のすぐ下流の場所から各堰に分水していたようでございます。

夜間瀬川沿いの他の水利組合、昔は村となるわけですけれども、その関係につきましては年表の他の水利団体等との関連という項目、左から2列目になるのですけれども、にございますように、今まで数百年にわたる水争い等の歴史がございました。なお図面におきましては、この年表に出てまいります村の位置につきまして、地名をピンク色で着色してございます。また関係して、出てくる堰や水路、用水の名前につきましても、わかる範囲で青色の点線と赤色の小さい矢印で記載してございます。中にはですね、現在使われてないものですが、位置がちょっと確認できなく若干違うものもありますので、年表の参考としてご覧になっていただきたいと思います。

年表の方に戻りますけれども、延宝6年、西暦1678年に水不足に困っておりました金井村との間にまず水争いが生じております。図面の5番の金井堰というものになりますけれども、この水争いの中で、翌年幕府の裁判に八ヶ郷が勝訴いたしましたのを契機に、それ以降、夜間瀬川の専用水利権というものを確定したというふうに記載されておりました。その後、新田の開発が盛んになってまいりましたので、それぞれの村の間でもさらに水争いが激しくなりまして、さらに上流側の村々、水利組合でも新たに用水を求めるようになってまいりました。

年表の中に数多く名前が出てまいります沓野、佐野、湯田中といった村々があるわけですが、八ヶ郷が水利権を持っております夜間瀬川本流からは取水できませんでしたので、

さらに上流の横湯川に流れ込みます龍王沢、図面でちょうど中央のやや右側にですね、楕円形でちょっと囲んであるんですけれども、龍王沢という沢とかですね、あと角間川に流れ込んできます箱石沢、一応ダム予定地の付近だろうと思うんですけれども、また志賀高原にございます丸池、琵琶池、大沼池などの湖沼から直接水を引くということを計画いたしました、そこでも夜間瀬川流域に水利権をもつ八ヶ郷との間にたびたび激しい水争いを繰り返している状況でございました。

そのほか、年表のですね、明治7年に書いてあります上条堰という堰につきましては、図面のですね、ちょうど中段、右側の方になりますけれども、尾根を越えました雑魚川水系からですね、上条村まで苦労して水を引いてきたという経過もございます。また年表の2枚目の方になりますけれども、明治29年の欄にございますが、寒沢堰という堰につきましては、図面のちょうど右下になりますけれども、八ヶ郷の水利権が及んでいない群馬県側の沢から水を引いてきて、笠ヶ岳という山の中腹を通り、直接、寒沢という集落へ流下させておいたということでございます。ただし、これにつきましては、弱い地盤や長い水路だったためにですね、漏水が激しく、その後使用不能になっていまして、現在、角間川に水を落としているということでございます。

それと年表にはちょっと書いてない部分なんですけれども、八ヶ郷の成立以前に水路を築いておりました用水につきましては、夜間瀬川の流域でありまして、八ヶ郷との水争いというのは生じていなかったようでございます。図面でいきますと7番ですね、本郷用水、9番の原箱山堰、10番の上条大堰、また11番12番13番の横堰につきましては、水利史によりまして、江戸時代以前に造られたとされておりまして、既に水利権を確保していたということでございます。

いずれにいたしましても、渇水期にはほとんど水量がなくなるということで、この夜間瀬川沿いの各村々につきましては大変な労力を費やしまして過去に用水を確保してきたという歴史がございます。

また年表のですね、3枚目の方になるんですけれども、一番右側の列になります、中野市の上水道との関係でございますが、昭和30年代後半から水不足が始まってきて、八ヶ郷におきましては、昭和43年から中野市にですね、日5,000m<sup>3</sup>の水を割愛しているという状況でございます。現在、伊沢川という川から取水しておりまして、図面でいきますと15番の中野市上水というのが八ヶ郷用水の取水口のすぐ上流側にあるんですけれども、そこから取水しております。

主な事項のみの説明になりましたけれども、『中野八ヶ郷水利史』という本に記載されております内容で歴史的なものを説明させていただきました。以上でございます。

#### 宮地委員長

はい、ありがとうございます。この資料は部会でも配られていたと伺っておりますんですが、大変いろいろ歴史的な経過を経たものであるとも思っております。いかがでしょうか。今の二つのこと。砂防ダムの利用のことと、それから八ヶ郷の歴史的な経緯。ご質問がございましたらどうぞ。

#### 五十嵐委員

砂防ダムの利用についての部分です。私の文章理解能力にかかわるのかわかりません。ちょっと教えて下さい。一つは角間砂防ダムからの取水の歴史的経過というのがありまして、その中段くらいに「あくまで砂防堰堤が満砂するまでの一時的な対応として、放水施設を設置した」という文章がございます。この文章と水利権っていうのがありまして、「砂防堰堤は貯水機能を持たないため、砂防堰堤の設置に伴う新たな水利権の取得は不可能です」と書いてあります。この関係ですが、砂防堰堤というのはそもそも水利権というものを対象にまったくならない。どんなものであろうともならないという前提で、このが書いてあるのかどうかと。もしだとすれば、上の方の一時的な対応として設置した、これは何という権利



っていうか、権利でないんでしょうけど、ただの便宜的な、恩恵的な措置なのかどうかというこの理解を聞きたいってことです。

宮地委員長

はい。いかがでしょう。ただ今の質問、お願いいたします。

高田委員

すいません。同じ内容、ちょっと追加。

実際、砂防ダムの場合水がたまる構造をとらないのが普通です。これをわざわざ上を越流するようなかたち、これは黒沢川でも同じなんです、これは最初から、あわよくば水を取りたいという、こういうことだったと私は思うんです。ですから今、五十嵐委員の言われた、その時に取れる水というのはどういう根拠なのか。同じ質問です。

宮地委員長

はい。お願いいたします。

幹事（中野建設事務所）

その当時のことを推測するしか今の段階ではないわけでございますけれども、あくまでも水が、すいません。土砂がたまるまでの間、便宜上、水を有効的に使おうじゃないかという趣旨で造ったというようなふうに推測されます。水利権の設定というものは抜きにして、便宜上そういうかたちで有効的に使おうじゃないかということだったようでございます。

五十嵐委員

水利権の中に法定水利権と慣行水利権がありますね。それとは別の、この砂防ダムだけに限った、いわば合意した契約水利というようなものなんでしょうか。それとも、まったくそうではなくて、ただサービスの的にあるからやるよということなんでしょうか。それから、それと関連して、先生の意見とも関連して、そもそも砂防ダムに何で水機能を入れたのかと。水機能を入れたっていう、貯水機能を入れたっていうことは、合意して水を渡しますよということに約束したんじゃないですか。

幹事（中野建設事務所）

中野建設事務所でございます。今の高田先生のお話にも共通するんですが、大型砂防ダムでございます。大型砂防ダムにつきましては、岩盤の上へやはり乗せるということが一つ前提になっております。その場合ですね、やはり岩盤をしっかりさせるためには、やっぱりグラウトを岩盤に注入します。このために、やはり不透水性が非常によくなると。不透水性がよくなるということは水が通らないということになりまして、どうしても水がたまる状況になってまいります。したがって、水がサーッと流れてしまうのではなくて、当分の間は土砂がたまるまでは水がたまるのであるというふうにご理解いただきたいと思います。その水をたまたま、たまたまでございます。たまたま、飲料水とかそういうものには使えないかということで、これは特に水利権とか、そういうものに関係なくですね、たまたま水があるんでそれを活用していただくという考え方でやってるわけでございます。以上でございます。

高田委員

いいですか。これは明らかに意図的です。普通、砂防ダムというのは下に穴開けるもんです。ですから、砥川の横の大きな支流にある、大きな砂防ダムの下に穴開いてますし、ですから、穴をのけないのは最初から私は意図的だったと思います。だから、グラウトするとか何とかじゃなくて、そこに水を普段ためるかどう、土砂を流してしまう穴というのは普通ある

んですが、ここはもう全部たまってしまった。だから、水を積極的にためるかためないかというのは、最初の設計で決まるわけです。ですから、今おっしゃったことは全然違うと思います。

大熊委員

黒沢川の場合もまったく同じですよ。違いがありますか。考え方として。この場合と。長野県だけでなく、他の県でもよくこういう砂防ダムはあるんですよ。だから、それが法律的にどうこうとかいうことでなくて、今まで何となく慣例、何ていえばいいんだろう。やられてきたと。

五十嵐委員

けどちょっと文章上の表現ですけども、その上を見て、水がたまった状態になると。これ意図的かどうかちょっと別に、状態になる時に山ノ内町および下流水利権者がこれに注目したということですから、極めてお互いの合意に基づいてという、少なくともこの文章だけでも雰囲気はあるんじゃないですか。もし、水が来たらただでまったく自由に使っていい。それから、逆に一方的に止めたら文句言われるんじゃないですか、これ。そういうものだとすれば、限りなく合意に近い水利権だと思いますけど。

大熊委員

五十嵐先生にそれをちゃんと今度研究していただいて。

五十嵐委員

違いますか。単に一方的に施工者の方が、便宜上たまたま水が出るので適当にやりますよっていうんじゃないかと、下の方のこの文章見ると、山ノ内町と下流水利権者が注目したと、それで水を図ることにしたってことですから、何らかの合意に近いものというふうに理解しづらいんじゃないでしょうか。

大熊委員

実態はそうですよ。実態は皆さんそういう理解でやってるんですから。黒沢川も同じだったんですよ。ただ法律的に何にも決めてこなかった。

山ノ内町

山ノ内町ですが、よろしくお願いいたします。利用させてもらった立場から、昔の話などで伝聞でございますけれども、現地調査の時にもお話ししたとおりでございますけれども、大変、書いてあるとおり水道水にしても農業用水にしても、夏場それから冬場については湯水で困っておりました。それで、町も下流水利権者も貯水施設のある、要はいつでも水が取れるものを求めて、まず角間ダムというものを求めております。その中で、ダム自体は長いスパンで完成までこぎ着けるものです。その間に、非常時に対してどうしたらいいだろうということの中で、たまたまこの県の方で防災上の観点から角間砂防ダムというものを造っていただいたと。その中でたまるまでの間、当然砂防ダムですから土砂をためることが目的でございます。そのためるまでの間の滞水する分を使わせていただきたいと。それについては、あくまでも水道で使う場合は下流水利権者の権利がございますので、それをお願いして割愛していただくということでございますので、そこについて契約とか新たな水利権を与えると、そういったものではございません。以上でございます。

五十嵐委員

いやいや、もう一つだけ。一方的に、仮に水出ても、打ち切られても何の文句も言わないってことですか。

山ノ内町  
終わってもということですか。

五十嵐委員

いやいや、水が今出る状態になつると、貯水機能があると、使えるという状態になって、それを一方的に出さないよと言われても、山ノ内の町とか下流水利権者、何にも文句言わないと、それでいいんですかっていうことです。

山ノ内町

下流水利権者は別といたしまして、山ノ内町とすれば水利権は持っておりません。また、取水できる権利というものは下流水利権者の水利権でございますので、町とすれば取れなくてもやむを得ない。また、逆に取るとすればお願いに行かざるを得ないという、

五十嵐委員

お願いに行く。

山ノ内町

割愛していただくということで。

五十嵐委員

何言ってますか。困るからお願いに行くんでしょう。だから、欲しいってということじゃないですか。

山ノ内町

欲しくても人の権利でございますので、了解を得ないと取れません。

五十嵐委員

じゃあお願いしたってだめじゃないですか。お願いしたってだめでしょう。

山ノ内町

いえ、水道水っていうのは生活、人の命にかかわるものですから、その中で農業水利も農産物、農家にとっては生活の糧でございますけども、その中で命と生活の糧ということで、飲んでる方は一緒ではございませんが重なる部分がございます。ですから、その中にご理解いただいている時はあります。

五十嵐委員

嫌だと言われてもお願いは行くと、こういう話なんですか。

山ノ内町

それは事業者とすれば蛇口を開けて水が出るのが当たり前のことですから。

高田委員

水利権の話じゃないんですが、この資料2の 番ですが、搬出道路の件、この砂防ダム造られる時の工事用の進入路はもうないんですか。どこから入られたんですか。

幹事（中野建設事務所）

先般、現地を調査していただいた委員の方はご承知かと思うんですけど、いつも現場へ、

予定のダム現場行く道路から150mほど下ったところにですね、角間砂防ダムの実はダム軸がございまして、右岸のそれですけれども、そこから索道を張って工事をやったようでございます。その形跡が残ってございました。

高田委員

直接河床へ下りる道路は造らなかったということですか。

幹事（中野建設事務所）

そうでございます。

宮地委員長

そこは先日も現地を見たわけでございます。かなり土砂の搬出は難しいという感じはいたしますが、できないのかどうかはよくわかりませんが。

高田委員

この問題は単に技術的な問題だけで、索道でやられたんだったら、この土砂の搬出だって索道で、このダムの右岸側に接近する道がありますね。狭い道でしたけど、こういうところから索道で土砂の搬出をやればいいわけです。重機を降ろして。技術的な問題だけです。

宮地委員長

それでできるか、技術的な問題よりも、やっぱり3番の法的な問題の方が大きいんでしょうか。基本的に言うと。

五十嵐委員

いや、先ほどのちょっとやりとり聞いてて、権利はないけどお願いするっていう、こういうばかげた構造はもうやめた方がいい。ちゃんと、もし技術的に可能であればちゃんと契約して、どういう条件付けても水取ったらいいと思いますけどね。そういうのでできないんですか。

宮地委員長

これは、法的問題と書いてあるんですね。だから法的問題っていうのは、だめだよって言うてるのに、私たちは取っちゃうんですが。

五十嵐委員

実際これ全国にあるんでしょう。

宮地委員長

黒沢川の話の時は、あれから取ってるんですね。

大熊委員

そうですね。黒沢川も同じで。

宮地委員長

たまたま埋まらなかったっていうだけで、埋まらなかったから取れてる、ということだろうと思うんです。それは、だから表には出てないってことですか。

五十嵐委員

これはただなんですか。その黒沢川は、水取れてるから。

高橋委員

それは水利権があるんですよ。

五十嵐委員

だから、あるんですよ。なけりゃあ取れないでしょう。

高橋委員

いったん川へ落としていますから、直接ではないから。そこがうまくできてるんですよ。

五十嵐委員

一回川へ下ろすんですか。なるほど。この場合は一回川に下ろさない、直接。

高橋委員

それも下ろすようですね。それは直接は結ばないですよ。いったん落とすんです。

五十嵐委員

そんなら同じでしょ。

高橋委員

それで河川からの水利権と、こういうかたちをとるんですよ。

五十嵐委員

これは法律家の責任かもしれませんが、何かあいまいな、合意に基づいて、ちょっと抽象的、弱い契約かもしれませんが、合意じゃないですか。ただ前提条件、もちろん満砂なったらだめですよとか、あるいは直接持つてくんじゃなくて、川に一回下ろして使うんですよとかって前提付きですけども、しかし何ていいますかね、一方的に水が出てるのにやめるとかというようなことはもうないですよ、施主側に対してですよ、そのぐらいのことはあり得るんじゃないですか。

高橋委員

そんな問題もあったもんですからね、前回お願いしておいた設計図が、まだ55年でしたですかね、建設がね。

宮地委員長

はい、55年ですね。

高橋委員

ですから、そう時間たってないから、設計図があったら欲しいなと思ったんです。であれば、もう設計図にそういう設備が既に載ってるのか載ってないのか。後から出た問題じゃないと思うんですよ。

幹事（中野建設事務所）

はい。中野建設事務所でございます。ちょっと、先ほどすいません。言い忘れて申し訳ございません。ダムの図面らしきものについてはですね、添付してございます平成11年に調査した平面図があるということくらいにして、構造図的なものについてはちょっとないという状態でございます。

宮地委員長

30年ぐらいたつとなくなっちゃうんですか。

高橋委員

管理できないじゃないの。設計図もなきゃ、補修やるにも。

五十嵐委員

ちょっと、一般的に聞きたいんです。砂防ダムの管理っていうのは、そちらでやってるんですよね。どこが管理するか。このくらい大きい砂防ダムについて一切設計図も残ってないんですか。たまたまここが残ってなくてというのか、一般的に全部図面なんか残さないという話なんですか。どっちなんですか。

幹事（中野建設事務所）

最近マイクロフィルム等で残すようなかたちにはなってるようでございますけれども、現実にこのダムについては図面がないということでございます。

高田委員

信じられん。

高橋委員

ものすごいダムですからね。27mでしたか。

五十嵐委員

大きいですね。

高橋委員

すごいですよ。

宮地委員長

27mとかいうんですね、随分高い。

高橋委員

それが青々とたまってるんだから。

宮地委員長

そうですか。ないと言われると、そうですか。

高橋委員

管理ができないんじゃない。

宮地委員長

図面はないということと、それから法的には砂防ダムからは水利権の取得は不可能だということ。それから地方事務所の見解は、ダムからのたまった砂を搬出する道路の設置は不可能ですって書いてありますね。搬出が不可能だっていうんじゃないで、搬出路の設置が不可能だって、そんな難しいんですかね。

高田委員

そんなことないと思いますよ。例えばこのダムの右岸から河床ヘインクラインみたいなも

のとか、あるいは索道で土砂をつり上げてもいいわけだし、それは技術的な問題、コストの問題だけです。難しい問題じゃありません。

宮地委員長

ちょっとお伺いしたいんですが、砂防ダムっていうのは埋まることを前提にしてるわけですね。そうすると、埋まっちゃった土砂を出すということは、あんまりもうやらないんですか。埋まっちゃったら。

幹事（中野建設事務所）

やりません。

宮地委員長

そうですね。それをやるためには、新しい目的でこの水を利用したいということでも言わないとできない。言っているのかどうかちょっとわかりませんが、そうですね。もともと考えないですか。

大熊委員

それは大きな巨大な普通のダムだって全然今まで考えてこなかったんですから。

宮地委員長

でも浚渫をやってるように思って、最近やるように思ったもんですから。

大熊委員

最近少しやり始めただけで、基本的にそういうことは考えないできたのがダムという考え方です。

藤原委員

お伺いしたいんですが、このところの場所ですね、国立公園の地種区分は何になってるんですか。

幹事（中野建設事務所）

普通地域でございます。

藤原委員

普通地域の場合には、たぶん砂防の道路は自然公園法では可能だと思います。だから、技術的にはどうかは知らないけれども、搬出路の設置ができないというのは、例えば特別地域の第一種とか第二種とかいう場合にはですね、これは自然公園法で設置はなかなか難しいと思いますけども、普通地域の場合にはそういう制約はないと思います。

宮地委員長

そうですね。さっきから伺っていると、物理的に不可能っていうんじゃなくて、そういうことは考えてないということの方が大きいような感じがしてんですがね。先ほどのご返事では。そうですね。

高田委員

この前、現地見せていただいた限り、こっからもう一つ上に中規模の砂防ダム、それは昭和8年でしたか、それはもう埋まっています。この上流に2つの沢がありますが、その上流にはかなりたくさん砂防ダムがその後造られています。昭和57年に台風で埋まったわけですが、

既にかなり時間がたってるし、森林の状況もかなり変わって、土砂の流失が少ない状態に変わってるはずです。それで、この非常に大きなダム、これを活用しない手はないと思ったわけです。ですから、これは実現せひしたいと思います。結局、法的な問題ですが、今どこの川でもみんな苦労しながら何とか急場をしのいでると思うんです。そういう状況というのは、公の席に出したら違反事項がいっぱいだと思うんですね。だからこういう問題というのは、確かに正面きって法律に反するようなことはできないまでも、生活の知恵的なやりくり、黒沢川がまさにそうです。そういうことはできないかということ、その方向で努力するということ、を前提にしないと、こういうのは実現できないと思います。

五十嵐委員

法律の第何条の何に違反するんですか、そうすると。どれに違反するって言うてるわけ。

宮地委員長

ですから、これだけ大きいものをやろうとすると生活の知恵というようなことで、切り抜かれるのかどうかという問題は確かに出てまいりますね。だから、そのところはやっぱり押さえておかないと。

五十嵐委員

先ほどの中野建設事務所の方に聞きたいんですけど、技術的な問題と費用はどうかっていうのはちょっと別にして、実際、これを少し土砂を取ってですね、そこにたまる水をこの川に流すということをするとか何か法律違反になるんですか。

幹事（中野建設事務所）

法律的な問題ってということについてですけど、新たな水利権の取得っていうのが基本的にできないだろうということではございまして、法律のどうのこうのに抵触するとかってということではない。

五十嵐委員

ないですよ。法律に抵触しないから前もやったんでしょ。もし、それが抵触するんだったら始めからこうやってやれないわけです。水利権っていう新たな慣行水利権、法定水利権のそういう権利は発生しないけれども、これをやれと言われれば無理だと。しかし、砂防ダムの中に水をためる機能を持っておいて、そこでためて、それを一時川に流すということについては何ら法的なことは問題ありませんよと、こういうことでしょう。

宮地委員長

そういう解釈でよろしゅうございますか。水利権が取れないということがポイントなのか、もっと他に法律的な問題があるのかということですね。砂防ダムの構造とか造る時の話いかんです。

五十嵐委員

もし、そういうことも違反であれば、この昭和何年かの、これ自体が違反だし、全国全部違反じゃないですか。そういうことですか。

幹事（中野建設事務所）

法的なものについては少しちょっと時間をいただいてもう一度検討させて下さい。

高田委員

それでついですが、これで水利権の問題ゆうのは確かにややこしい問題を含んでると思



うんですが、これが豊水水利権暫定のものとするれば、恒久的なものはある程度考えておかないかんといいかんといい義務があるわけですね。かたちの上では少なくとも。それで、この前行きました現場で見た右岸の山すその井戸、松島さんが言われてるところです。ああいうところで地下水の調査をする。それはセットにしておかないといけないと思うんです。

五十嵐委員

それもちょっと問題です。恒久的なイメージは井戸の発掘みたいなものも恒久施設というふうにイメージしていいんですか。それはやっぱり、あくまでダムができるまでの間の、恒久施設というのはダムのことをいうんじゃないですか、ここで。これどうですか。

高田委員

それは井戸でいいはずです。

五十嵐委員

井戸でいいんですか。

宮地委員長

暫定豊水のようなことですか。

五十嵐委員

それはどうですか。

宮地委員長

それは前、伺ったところでは、昔はダムでなきゃいけなかったけども、最近は井戸の代替えでもよろしいというご返事は前にいただいたと思ったんですが。

五十嵐委員

そうです。

高橋委員

新たな水源、どういう方法でも。

五十嵐委員

どういう方法でもいいの。

高橋委員

いいですよということ。

宮地委員長

井戸等と言ったように思いますけどもね、どこまでいいのか。

五十嵐委員

それなら高田さんの言うとおりで回避できるわけだ。

幹事（河川課）

今のお話で、井戸が確定したものということでとらえてよろしいかと思えますけれども。

五十嵐委員

高田さんの理解でよろしいんですね。

宮地委員長

ちょっと話が、ご報告に対して質疑の他に、もうそこを越えて、角間の利水の話に入っておるように思います。もう当然、ご質問がなければ、それは今の見解は見解として法的な問題を調べていただけるということでございますので、角間の問題に具体的にいろいろ入っていきたいと思いますが。

大熊委員

一つだけ質問。先ほど八ヶ郷用水の方で寒沢堰の話があって、今この水路は使われていないけれども水は角間川に落ちてるという話なんですけども、群馬県側からこっち側にまだ水が落ちていると考えていいんですか。

これは、流域の向こうですよ。そうしたら、流域変更が今もなされていると。

幹事（北信地方事務所）

北信地方事務所の土地改良課ですけれども、そのとおり、群馬県から水を引いてきて今、落ちております。水は、群馬県の方に許可をもらったというようなことが書いてありましたけれども。それが今、水利権として生きているということでございます。

大熊委員

そうですか。

大熊委員

これは年代いつでしたっけ。これは、もう慣行的になってるっていう理解していいのかな。さっきの、これは何年だっけ。

幹事（北信地方事務所）

水利権は慣行水利権であると思います。

大熊委員

明治20年だから、河川法のちょっと前ですね。

大熊委員

慣行に入っちゃいますね、これね。そういうのがあるんだ。

宮地委員長

今日のこの出てきた資料についてのご質問は。

松島（貞）委員

もう一点だけ、

宮地委員長

どうぞ。混ぜていただいても結構ですが。

松島（貞）委員

先ほどもちょっと搬出道路の話で関連してお聞きしたいんですが、私の認識が違っておいたら申し訳ないんですが、今回予定されております角間ダムは、角間砂防ダムと貝鐘砂防ダムの間に造る予定だというふうに思うんですが、角間ダムの建設の道路は造る予定であった

のかどうか、わかっていたら教えていただきたいんです。

幹事（中野建設事務所）

先日も現地調査していただきましたけど、あの道路を使うということでございます。

高橋委員

上流から入ればですね、入れるんですよ。ダム地点で取ろうとすればそれは入らないかもしれませんが、上流からは堆積したとこまでは車が入れるわけですから、大してそんなに難しい話じゃないんですよ。ダム地点でものを考えなくていいわけですから。堆砂は上流で堆砂してるわけですから。

宮地委員長

そうですね。それではどうぞ。まだ時間ございますので、15分前か。角間の利水のことについていろいろ、前回の現地調査の話もちょっとおさらいした方がよろしゅうございませうかね。8人の委員があそこへ行かれました。松島委員その後、お出掛けになりました。

松島（貞）委員

それはまだ。

宮地委員長

そうですね。その時に実際現地を見た感じではですね、高社山トンネルの話をちょっと申し上げておきますと、水はかなり豊富に出てる。けれども、それがどれだけ続くかわからないということ、それから、やっぱりそれを上まで引っ張って行ってというのについて、前回の委員会で試算が出されまして、かなり70数億のお金が掛かりまして、現在の井戸を掘る案よりも金が掛かると、そういう試算結果が出てまいりました。それで、前回の委員会では、これはちょっと望みがないなというのが委員会の大勢の意見でございました。それはご披露申し上げていた方がよろしいと思いますが、それで、あと行きましたのは、新たな水源としてやられた竹原ということだったでしょうか。松島信幸委員、竹原っていうところだったですかね。何だか途中のところ。

松島（信）委員

宇木です。

宮地委員長

宇木というところの井戸が掘れないかという話でございました。そこを見ましたら、そこも果樹園がかなりあって、うまく取れるかなという、水は出るかもわかりませんが。それから上の角間ダム、先ほど申し上げました角間のダムサイトのところの上の貝鐘砂防ダム、それから角間の砂防ダム、それから下の屏風堰堤のところを見ましたんですが、そこで委員会としては、あそこの砂防ダムを利用して何か水が取れないだろうかと、そういうことがかなり上っております。それが今回の高田委員のご意見にも出ていると思いますが。

実は、ちょっと私申し上げますと、私、後で書類を見ておりました、この間の角間川部会の報告を読んでおりましたら、山ノ内町上水道計画の水源の概要というところに、実は屏風という水源のところ、伏流水で現在はゼロなんだけれども1,700m<sup>3</sup>水を取ると、こういう計画だということが書いてあったんです。それで一体ゼロが1,700m<sup>3</sup>になるなら、これは非常にうまい、うまいと思って質問を出したんでございます。それについて、実は私はちょっとご返事をいただきました。それはですね、この屏風水源っていうのは場所はどこになるんでしょう。屏風堰堤よりもっと下になるんですね。これちょっとお伺いしたいんですが。現地をよく知りませんので。

幹事（食品環境水道課）  
屏風堰堤のすぐ下のところです。

宮地委員長

すぐ下ですか。屏風堰堤のすぐ下だそうですが、そこですね、昭和44年11月24日に毎日0.02m<sup>3</sup>、1日にすると1,700m<sup>3</sup>の水利権を取得しておると。現在、水質に問題が出たため、また不況により水事業の減により、この水源については平成10年より取水を休止しておる。どういう理由かと申しますと、要するに水質にヒ素が検出されたと。0.02ミリグラムリットル。だから、基準値は0.01ミリグラム/リットルです。しかし、それがなぜ復活したかということはご返事を書いてあったんですが、そこからとにかく1,700m<sup>3</sup>、前、取っておったんだから取れると。平成26年度にはそれを取りたいと思って、水質の問題から、ダムから取水量として3,000m<sup>3</sup>、毎日3,000m<sup>3</sup>を希釈水とする予定であると、こう書いてある。やっぱりダム前提なんですかね。3,000m<sup>3</sup>取ってうめる、薄めるということらしいんですが。そういう点を聞いたんで、この点に関するお答えは私にいただいたんですよ。とにかく1,700m<sup>3</sup>が何か利用可能だっていうと、山ノ内町の3,000m<sup>3</sup>の約半分以上なもんですから、そう思ったんですが。もしこれを薄めることができれば、何かでね。薄めるんなら今まで取ってないわけですし、薄めるのなら、その薄めた水はまた水利権として使っちゃうわけじゃないから、何とかならないかと思うんですが。ただ問題はヒ素でございますんで、どうなんか。大体、0.02で基準値の倍ぐらいなんですが、その1,700m<sup>3</sup>を3,000m<sup>3</sup>取ると大体基準値のどのくらいになる、1/10くらいにはなるんですか。基準値以下に下がっても、それではちょっと物騒で飲ませられないっていう感じはあるんですけども。3,000m<sup>3</sup>と1,700m<sup>3</sup>という感じはどのくらいに薄められるんでしょう。4倍、3倍、1.5、せいぜい3倍ぐらいになるわけですね。すると1/3、0.007ぐらいですか。ちょっとそれにしても物騒な気もせんでもないんですが。ただ、こういうことがあるとすれば、暫定的に何かで使えないんでしょうかね。私、ダムのところに昔水を取るための、今つまってるっていう管がございましたね。あれを使って、何かそういう薄めるのに使えないのかなという感じもしたんですけども。どのくらい水量が取れるのか。つまり、恒久的なものとしては難しいかもしれないけども、暫定的なものなら、この1,700m<sup>3</sup>というのは使えそうに思うし、二重投資にもならないんじゃないかって感じがしたんでございますけども。これは私のただ思いつきで、質問してそういう結果があったということをご披露しておきます。

五十嵐委員

ちょっと山ノ内町から説明聞いてください。

宮地委員長

山ノ内町、何かその点についてご説明、ございますでしょうか。そうだこれ、山ノ内さんから言う機会あったら伺ってみたいと思っておったんですが。

山ノ内町

山ノ内です。今、委員長さんからお話あったとおりでございます。0.02ミリグラムリットルを基準値以下に希釈するには3,000m<sup>3</sup>ぐらい必要だと。ダムじゃなくてもいいんですけども、全体として3,000m<sup>3</sup>が希釈水として必要だと。どのくらいになるかといいますと、0.008、基準値を。

宮地委員長

そのぐらいですか、やっぱり。

山ノ内町

わずかに下回ると、基準値以下なので供給はできるということでございます。

五十嵐委員

ヒ素の原因は何。ヒ素が出てくるっていう原因は何。

宮地委員長

松島さん。温泉地だからヒ素っていうのは。

五十嵐委員

出るんですかね。

宮地委員長

あるんでしょうね。やっぱり。

松島（信）委員

それはたぶん基盤岩から来ると思いますけど。

宮地委員長

基盤岩、もとから。

高橋委員

地質でしょ。

宮地委員長

そうですか。だから、ないっていうわけにはいかないですね。この希釈するのに3,000 m<sup>3</sup> いるっていうのは、その3,000 m<sup>3</sup> という量はどの程度のもんでなるかわからないんですが、高田先生あそこの砂防ダムに水たまってましたね。ああいうものから少し流すっていうと、1日3,000 m<sup>3</sup> というのは無理ですか。

高田委員

ちょっとわかりません。それは湯水時の問題ですよ。この前行った時は雪解けか何かがあって非常に水量は多かったですから、湯水時にどうなるかというのは、流量調査結果からどれくらい取れるかを出さないと正確なことは言えないと思います。

宮地委員長

いかがでしょう。もうそろそろ12時になるんですが。実は、きょうお昼休みにですね、ちょっと会議の進行についてお打ち合わせをしたいと思っております。それで、食事もございますし、12時半から委員の方にちょっと控室へお集まりいただいて打ち合わせをしたいと考えております。それで、あんまりそっちの方に午前中食い込んでいくわけにはいかんですが。はい、よろしゅうございますか。

一応、話はここで切れた。午後にも角間の話、まいってもよろしゅうございますけども、駒沢の話もございまして、午前中ここで一応審議を中断いたしましてお昼休みとしたいと思っております。今、申しましたように、今日食事はどっか下の方の食堂があるそうですから適当におすましいたいて、12時半に控室へお集まりをいただきたい。よろしゅうございませうか。お願いいたします。それでは午前中の審議はここで終わります。ありがとうございました。

( 昼食休憩 )

田中治水・利水検討室長

それでは、午後の部の審議の方をお願いしたいと思います。委員長お願いします。

宮地委員長

それでは、ちょっと今、竹内委員電話をなさっておるようなんで、まもなくお見えになると思います。それで、午前中ちょっと角間の問題についていろいろお話をいただきましたけども、いかがでしょう。角間について。

高橋委員

私は、砂防ダムも見させていただいたんですけども、ぜひ大熊先生と松岡先生からも土木屋として、ぜひ見ていただきたいというのが一点。と言いますのは、普通の砂防ダムという、何ていうんでしょうか、造りでないっていいですか、砂防ダムとして造ったんじゃないんじゃないかっていうような、実は気がしております。地形的にいても、あれを使わないっていう手はないんじゃないかというふうに実は感じております。先ほど来出ております、砂防ダムのために水利権ってものが与えられないという法律になっておりますから、県で造ったダムですから、できるかできないかわかりませんが、砂防ダムで造ったけれども利水ダムとして使うんだという、そういったものの変更ができないものかどうかと。であれば、水利権の問題も一気に解決するのではないのでしょうかというふうに思うんですが、それは非常に法律にないことやるわけですから大変だとは思いますが、もともとは私は利水ダムも兼ねてということで計画されてるような気がしてしょうがないんですよ。という意味で、ぜひ土木の専門の先生方、二人まだ行っておりませんので見ていただきたいのと、私はそう思います。

高田委員

私もまったく同意見で、単純に砂防ダムだったら、あの支流の上流の方に細かい砂防ダムを次々造っていくという、そういうもんが先だったと思うんですが、今問題になってるあのダムの立地地点その他考えて、高橋委員とまったく同じ意見です。

宮地委員長

そうですね。確かに非常に大きな砂防ダムだったと思いますが、現地を見ると、大熊先生時間的に可能ですか。松岡先生どうです。松岡先生は何回も見ておられる。あそこは。

松岡委員

いえ、1回もまだ本物を、見てたかもしれませんが、そういう意味では見てないという。それから、見たから、これ砂防ダムじゃない設計になってるって言えるだろうかっていう、もともとの予算とかですね、認可とかということを考えてみると、そんなことってできるんだろうかというふうに単純に考えてしまいますがですね。

宮地委員長

今、高橋さんがおっしゃったのはね、そういうことは法律的に可能かどうかというということじゃなくて、現実にダムとして利水の目的に使えないだろうかと。それを見て欲しいと、こうおっしゃたように私は思ってますが。法律の問題っていうのは、やっぱりまだいろいろあるだろうと私は思うんですがね。あのダムを現実に見て、ここへ何か、ちょっと何かすれば水が取れると思うかどうかというところだろうと思ってるんですが。どうでしょう。

大熊委員

いや、それはもう始めからそういうことも含めて放水設備って、何か、放水って言葉ちょっと私はなじみがないんですけども、先ほどの説明ですと、何でしたかね、「放水施設を設置し」ということでできてるわけで、それは構造的には十分可能だと。それで9万 m<sup>3</sup> という容量があるわけですから、角間ダムは不特定を除くと利水容量としては40万 m<sup>3</sup> だったんですね。ですから、その約1/4あるわけで、それなりに使えば使える。使えますし、単純に考えて9万 m<sup>3</sup> あれば、30日湧水として1日3,000 m<sup>3</sup> 出てくるわけですよ。だから、普通9万 m<sup>3</sup> あれば、これはものすごく大ざっぱな感覚ですけど、30日湧水として、日量3,000 m<sup>3</sup> が出てくるということで、それなりの値だと思うんですよ。先ほどの何とかいったところの。

宮地委員長

はい、屏風。

大熊委員

屏風何とかの1,700と合わせると4,700になりますからね。ともかく暫定豊水で使う分としたら、それなりの相当な量があるということですし、私は見る時間がないのもう見ませんが、十分使える存在だろうと思います。ただ、土砂が今現在たまっているということで、それを浚渫しなきゃならないと。その費用ですよ。先ほどから、そこまで取り付け道路が問題だとかいろいろあるわけですけども、それはいくつか方法を考えて、財政部会でちょっと検討してもらって比較すれば、使えるダムになるんじゃないかと思います。今、技術的には先ほどの放水設備が腐ってるとか、いろいろ言ってますけども、佐久間ダムで再度、土手っ腹に穴を開けようかっていうことを考えてるぐらいですからね。もう、普通の砂防ダムだって切れ目を入れるのは簡単に入れてしまうような時代ですし、技術的には不可能でないというふうに考えます。今ある施設をうまく再利用するということは、今のリサイクルをやるうっていった時代で、まさに新しい技術展開ということでいいことなのではないかなと思います。

宮地委員長

もう見なくともわかつとるという話で。

大熊委員

一度は見たいと思ってますけど。

宮地委員長

技術的な問題としてはですね。松岡委員どうですか。

松岡委員

私は使うなとか、おかしいとか言ってるのではなくて、使わなかった理由はきっと土砂たまっただけじゃない理由もしかしたらあるのであれば、そういうことも含めて、もうちょっと見てもらいたいということと、そんなに使えないほど土砂いっぱいになっちゃてるかどうかは1回見に行かなければわかりませんが、堤体のすぐそばまで、砂防ダムですからたまっちゃって当たり前なんで、たまってるとは思いますが。私は近くにいらんで一度じゃあ、あれは中野建設事務所になるんですけど。1回、近くにおりますんで、ちょっとお願いして案内していただいて見ます。あと法的にできるかどうかは、できないことは見てもしょうがないなっていうような気もしなくもないですけど、一度は見ます。

宮地委員長

お願いいたします。われわれ見た時は完全に上まで行ってますね、砂は。現状では両方とも行ってる。

そうすると、これはこの間から話題には出てますが、その費用なんかがございますね。やっぱりちょっと何かで試算をしてみてもらう必要があるんですね。どうでしょう。

五十嵐委員

財政ワーキングの方で検討したいというふうに思います。実は問題は浚渫はわりともう何回もやってるからわかると思うんですけども、取り付け道路、これ新しく造る必要あるのか。これによってだいぶ試算が違うというふうに聞いてるんですけど。どんなもんなの。

高田委員

それはあんまり大した問題でないと思います。先ほどの話からみて。上流から入れるようですし。それともう一つお願いしたいのは、この上にもう一つ、昭和8年でしたか、造った10mクラスの砂防ダムが、これも満砂状態。新しい角間ダムの計画では、その上の砂防ダムにたまった土砂は浚渫する予定だったということなんです。このダムのポケットも、かなり大きいんで、それも浚渫していただいて、角間砂防ダムに流下する土砂をそこで止めてもらう。そうしますと安定して使えるようになるんじゃないかと思います。

宮地委員長

今、すいません。貝鐘のことですね。

高田委員

そうです。貝鐘です。

宮地委員長

貝鐘砂防ダムと、それから角間砂防ダム。これの浚渫のことを考えてと。その道路なんか、ものもあるかもしれません。その試算をして欲しいと。

五十嵐委員

事務局間に合いますか。今の言ってることを試算するのに。少なくとも期限内に間に合わせなきゃいけないわけですけども。間に合えばもちろんやっております。

高橋委員

ちょっと、その前に一ついいですか。貝鐘ダムから、上流から車の入るってことはできませんか。ダムとダム、砂防ダムと砂防ダムの距離どのくらいだったのでしょうか。

宮地委員長

貝鐘とその上の砂防ダムですか。

高橋委員

いやいや、下の。

宮地委員長

あれはだいぶありますよ。

高橋委員

角間砂防ダム。



宮地委員長

距離は、距離はだいぶありますよ。貝鐘の上は狭いですけどね。あの合流点出ると。

高橋委員

上流から車入りませんか。貝鐘ダムまで車が入るわけですからね。

幹事（中野建設事務所）

中野建設事務所でございます。角間砂防ダムの上流からというお話でございますけど、もう一度現場の方調査しましてですね、その結果で試算してみたいと思います。

高橋委員

貝鐘ダムからですね、砂防ダムから、角間砂防ダムの間はどのくらいあるんですか、距離は。

幹事（中野建設事務所）

砂防堰堤まではだいぶあるんですけども、角間ダムの堆砂がですね、貝鐘堰堤のじき下まで堆砂してるわけです。ですから、そのへん下へ具体的に入れるかどうか、現場で調査したいと思います。

松島（信）委員

それについて。今日、平面図いただきましたね。私の見たところで間違いがあるかどうかは、後で間違っておいたら指摘していただければいいんですけども、この測線ですね一番上、測線ナンバー10というところ、ここが角間砂防ダムの計画地点、ダム軸だと思います。

大熊委員

角間ダムね。

松島（信）委員

角間ダム。そこは下まで下って、全部現地を見て、明らかに堆砂がここはしております。ですから、上から入ることは十分に可能だと思っております。

高橋委員

ですから、私は上流から入れて。

幹事（中野建設事務所）

すいません。ちょっとよろしいですか。河床へいったん下がるといろんなことができるんですけども、河床へ下りれるかどうかを、現場、もう一度再確認させていただきたい、そういうことです。

宮地委員長

どうでしょう。今のことは調べていただいて、それに基づいてやっぱり試算をしていただく。それが必要だと思います。それをお願いいたしますが。

それから今出た話では、私がさっき言った屏風のところ取水1,700m<sup>3</sup>、これを薄めるということも、何か頭ん中入れていいんですかね。将来の利水の一つの因子として。大熊先生は9万m<sup>3</sup> あれば3,000m<sup>3</sup> で30日もつ、それで合計として4,700m<sup>3</sup> になると、こういうことを言っておられるんですが。やっぱり少なくとも暫定的な措置としては1,700m<sup>3</sup> っていうのは、ぜひ生かすようなことを考えた方がいいと私は思うんです

が。もちろん、これダム案として出てるんですけど。ダムを造らない場合にも、その水掘れば出るっていうんなら、薄めることもぜひ考えてみたいと私は思ったんですけども。そういう話が、角間についてはそういうことをお願いして。

松島（信）委員

今の言われたことは、角間から水が利用できればの話ですね。

宮地委員長

そうです。私は直感的に言って、今ある角間砂防ダム、あそこの水を何とか引っ張ってきて薄められないかと。非常に直感的な素人考えでございますが、少なくとも、それをやれば助かるだろう。もっと上を何かで掘って水がたくさんたまればもっと利用できるでしょうけど、そういうことでございます。実際に今、私、わからんですが、中野の方ご存じでしょうか。角間のとこに水が下へたまってましてね、それから水を取るようにタンクございましたね。あれが一体どのくらいたまってると思ったらいいんですか。

幹事（中野建設事務所）

縦断図のところをご覧いただければと思いますけども、斜線のところに現況の河床の絵が書いてありますけど、この部分に水がたまってるわけでございます。ちょっとお待ちください。

宮地委員長

斜線ってどこ、裏のとこね。

幹事（中野建設事務所）

ダムから直上流、河床が少し下がっております。その部分に水がたまっているわけでございます、全体量の。

宮地委員長

これは入り口のとっぺんまでためて9万 m<sup>3</sup> ですか。

幹事（中野建設事務所）

9万 m<sup>3</sup> というのは、この斜線の部分すべてです。

宮地委員長

斜線の分。水がたまってるのは9万 m<sup>3</sup>。

幹事（中野建設事務所）

いえ、そうでなくて、斜線の部分を浚渫しましてですね、それで浚渫した場合に9万 m<sup>3</sup> の可能性があるという、そういうことです。

宮地委員長

そういうことですか。現在たまってるのはわずかですね。

幹事（中野建設事務所）

はい。

宮地委員長

そうですね。わかりました。やっぱり何とかしないきゃ足りませんな。そうすると角間に

つについては今話を次回にご報告いただく、いいですか。それでよろしいですか。どうぞ。

竹内委員

今の話で、一番先ほどの砂防ダムの利用についての資料を見ますと、一番問題になるのは水利権だろうということで、いろいろやっていっても最終的には、そこが問題になると。それで、この文章の中に上段の方に「山ノ内町及び下流水利権者がここに注目し、あくまで砂防堰堤が満砂するまでの一時的な対応として」ということで、この当時、ですから下流水利権者もここに協議、協議したのかどうかわかりませんが、含まれてる表現になってるんです。それで、今日出されたのは、八ヶ郷の土地改良の歴史ということで、これについては八ヶ郷だけですからあれなんですけども、山ノ内に、中野市の関係は出てくるんですけども、山ノ内町との水道事業に関しては年表には載ってこない。ですから、この当時のいわゆる協定書とかそういうものまでいって含めて協議したのか注目したっていうことは、恐らく何らかの歴史的な背景があると思うんですけども、約束事とかそういうものっていうのは資料として残っているのか。あるいはわかれば今どんなかたちの中で水利権者がここに注目したのかっていうところで、歴史的経過としてあるのかどうか。そのへんちょっと山ノ内町で、もしわかればお答えいただきたいと思うんですけど。

宮地委員長

特に山ノ内町でしょうか。

いかがでしょう。先ほどははっきりしないとおっしゃってたんですが、何か調べていただけますか。山ノ内町の方。どうぞ、ご心配なくご発言をいただきたいんですが。

山ノ内町

ありがとうございます。

この中野建設事務所さんで作られた資料を作る時にも町の方にご相談がありまして、それでいろんな資料を探した中で、伝聞にならざるを得ないということでこの資料を作っておりますので、ちょっと資料的には探してはみまずけども、もう一度。

竹内委員

というのは、話し合った経過があって、恐らく下流水利権者がここに注目したということになると、いわゆるこの時の放水施設の設置の一定の量というものについては、水利権にかかわる課題としては、当時それを認めたという経過が出てくる、解釈できるわけです。だから、そのところが、大変重要なポイントになると思うんで、これからの協議、そここのところがはっきりしないとですね、判断的にはかなり水利権に関しては難しい。逆に言うと、難しいかもしれないという、その歴史的経過を確認しておく、私は必要があると思います。大変重要な場面だと思いますけど、そこは。

宮地委員長

なるほど。これから話を進める上に、そこがはっきりしている場合によってはわりと解決が楽になるかもしれんと。山ノ内さん、確かにいろんなことおわかりにならんかもしれないが、ひとつもう一遍ちょっとお調べをいただけませんかでしょうか。他にはいかがでございましょう、どうぞ。

松島（貞）委員

質問とちょっと意見を申し上げたいと思うんですが、意見として、高橋委員も言われたとおり、砂防ダムの利用というのが一番いいというように思っておりますが、最近の、これを建設した時の事情とその後の事情と、現在の例の構造改革特区っていうことが言われる時代と、もう全然状況が変わってきておりまして、最近も構造改革特区の話をいろいろ、例え

ば国の省庁の皆さんとかいろいろな皆さんとしておると、もうかなり柔軟になってきているという観点からいけば、砂防ダムそのものの目的が違うから水が利用できないっていうような考え方は、非常に速いスピードで修正される可能性っていうのを感じております。もう一つ、高橋委員も言われた、そこまでは考えてたことがなかったんですが、浚渫をして砂防ダムを利水ダムに用途変更っていうようなことが果たしてできるのかどうかっていうことも含めて考えてみる。まず、ダムに着手して完成するまでの時間があれば、現在の特区のような流れでいけば、十分砂防からの水利用っていうのは可能になるんじゃないかっていう可能性を感じております。もう一点、質問なんだけど、私視察に行かずに、視察の資料を送っていただいて、中野建設事務所のこのパンフレットに角間ダム予定地の下に砂防ダムが写って、水が見る限り満々ってというような感じでたまっておるんですが、これいつごろ撮影したものか、もし。

宮地委員長

事務所でこれは配られた、これですね。建設事務所で最後に配られた資料だと思いますが、どれかな。

幹事（中野建設事務所）

中野建設事務所でございます。砂防事業という中にある。

松島（貞）委員

河川総合開発事業っていう中に。

宮地委員長

すいません。私はちょっと違った。

高橋委員

それちょっと違うね。

幹事（中野建設事務所）

すいません。ちょっと今確認できませんので、すいません、調べさせていただきます。

松島（貞）委員

この下は砂防ダムなんだけど、いつごろ写したもののなの。もしわかったらいつごろのものかちょっと教えて。

宮地委員長

それは後でまた、じゃあ後でよろしゅうございますか。

松島（貞）委員

よろしいです。これは別に結構です。

宮地委員長

それでは、今までの話の利水に関しては井戸の話もございませうけども、かなり金が掛かる。それから砂防堰堤を生かそうという考え方が非常に強いということで、それに対する試算とか法律的な問題はちょっと検討をして欲しいと、こうお願いをしたわけでございます。

もう一つ私、ちょっと井戸の話もしておいた方がいいと思うんですが、井戸はまだ確かどこに掘るかということはあまり確定したことはないように思う。山ノ内町の方は上の方に掘る。中野の方は下へ掘ると。それで、その試算があったわけでございますが、この間見て来

た場所も含めまして、井戸はどこへ造るにしても、とにかく13,000m<sup>3</sup>の水を確保するとすれば、あのくらいの費用が掛かるのはやむを得んという感じなんじゃないかな。皆さんはどうお考えですか。今、砂防ダムの方についておりますが、いろいろ難しい問題もございますので、井戸のこともちょっと確かめておいた方がいいと思って伺います。いろいろ、これを見るといろんなところから山越えにも水を引っ張ってる。かなり水、難しいような。

松島（信）委員

井戸の問題もまだ残しとくわけですね。

宮地委員長

いや、残しとくって、その可能性はどうかということをお伺いしてるんですよ。

松島（信）委員

可能性を残しとくわけですね。

宮地委員長

残しておくかどうか、それを今伺ってるわけです。つまり今の段階で砂防ダム1本にしぼってしまっているか、ということです。

松島（信）委員

井戸の問題もそんなに簡単に解決できる問題ではないと思います。でも、現在、この前見た宇木をはじめとしてですね、それから下流域の中野の扇状地のあたりが現在地下水を井戸でくみ上げてるわけですね。

そのところは、夜間瀬川扇状地の砂礫層の中からくみ上げてる地下水だと思います。深さからいってもですね、あそこの砂礫層は大変厚い砂礫層のですから。もし井戸を掘るとするならば、高社山とか、それより上流にも候補地があるかもしれません。また、宇木だったら表層の砂礫層より下まで調査して、火山砕せつ岩の中の水を取ること。それは高社山トンネルの場合でいうならば、200mとか300mとかいう程度の深さですね。ですから、そういうようなかたちの試掘調査まで含めた調査をしてみないとわからないわけです。そういうのが前提です。ここ掘れば必ず出るとかいう問題じゃない、ということがありますので、どういように、答申に付けるとするならば、予算的なことは推定できるでしょうけれども、ただ、地下水調査をするには1年とか2年とか最低掛かるわけですから、そういうことをどう考えておくかという問題になるかと思うんですけども。

宮地委員長

はい、そうです。ですから、私伺ったのは、井戸の話はやっぱり可能性として置いておいた方がいいということですね。松島信幸委員おっしゃるのは。

松島（信）委員

はい。

宮地委員長

ただし、前の案でも、井戸をどこに掘るかということはおんまりははっきりしておりませんから、井戸の掘り方とか、どこらへんに可能性が高いか。そういう意味では、まだそれを完全にしていたわけではない。ただ、私ちょっと心配しますのは、心配しているのは、考えておかなきゃいかんのは、それによって例えば費用がかなり減るような可能性が高いところがあるといいんですがね。

松島（信）委員  
そうです。

宮地委員長

そのへんは、この間見たところでは、費用的にはそう変わらないんじゃないかなって、出たとして、そういうことはありませんか。

松島（信）委員

そうですね。たぶん、もちろん費用の点は黒沢川の深井戸のようにはならんかもしれませんがと思うんです。

宮地委員長

わかりました。とにかく井戸の方はやっぱり可能性としてやはり考えるべき。考えると、今の段階では考えておいた方がいい。

それから、もう一つ、角間の場合に前もちょっと申し上げ、治水の方はどうでしょう。というのは、パラペットの案が非常に安かったもんですからね、パラペットといろんなものの組み合わせという治水案が出ておった。そこらへんについては、つまり、あのくらいの費用でできるなら、治水は何かああいう程度の対応でという感じはございますでしょうかね。少し、これから角間の話を答申にいく時の感じなんです。治水問題っていうのを、それほど深刻に議論しなかったんですが。

植木委員

今、治水の方にいっちゃったんで、ちょっともう一回利水のことでもう一言ちょっとあるんですがよろしいでしょうか。

確かに砂防ダムからの水で取ればいいなっていうふうに私も思ってるんですが、可能性としてですね、可能性として、もう一度私ちょっと気になっておりまして、といいますのは、高社山トンネルありますね。あの湧水ありますね、24,000m<sup>3</sup>/日。あの水をできるだけ利用できる可能性はないのかっていうことをもう一度ちょっと確認したいんですが、前回の話ではあれを全部上まで持っていくという試算でやったわけですね。そうするとばく大な金が掛かる。ところがですね、あのトンネルが開通したことによって、北口じゃなくて、南口から下ろしてですね、そしてその水をすぐ下の古牧東水源の方ありますね。そこはすぐ下にあるんですよ。位置的には。それで、決して距離的には遠くはないし、自然流下で下ろせるようなところだと私は思ってるんですが、そこに持っていくと、基本的には田麦浄水場の方に持っていくんですね。そうしますと、田麦浄水場から今までかなりの面積にわたって水が引っ張られてる。田麦水系から吉田水系、それから中野水系まで行ってるわけですね。そうしますと、中野の方から取っていた水はある程度抑えながら、この高社山の水をですね、こっちの方に分配することによって、ある程度水のコントロールができるんじゃないかと。すべてをすべてですね、高社山の水を上まで引っ張るんじゃなくてですね、ある程度ですね、下の方でカバーできる分はするように。しかもその費用がどれくらい掛かるか、私はわかりませんが、それほどばく大になるというふうには思っていないんですね。そのへんの判断を、ちょっともしお聞かせ願えればありがたいなと思うんですけどね。

高田委員

高社山トンネルは、片こう配です。ですから、これは北側しか水が出ない、南へ持つてくることは無理です。

植木委員

ですから、そのこう配が、どれくらいのこう配になるかといったら、北側には流れます。流れるんですが、北側へはどれくらいの標高差かといったら、それほどの差ではないんですよ。せいぜいですね、ちょっと見てみたら、標高差は20mかそんなもんなんです。南口に出すのは。

宮地委員長

南口まで持ってくるのに標高差がそのくらい。

植木委員

20mくらいですよ。

宮地委員長

ずっと引っ張るんでなければね、そうかもわかりませんが。

植木委員

そこからあと下の古牧東水源か西水源かにポンと落としてやれば、その距離は大したことではないですよ。というふうに素人勝手に思ったんですがね。それは結構難しい技術なんですかね。

宮地委員長

どれだけ使うか、どこへ持ってくるかという問題はもちろんありますね、あそこは。とにかく傾斜地ですから。それからもう一つは、もう一つの問題は、やっぱり高社山の場合には湧水がどれだけもつか、量が。量の変化が。そういう点はまったく未知といえいえますね。だから、それがやっぱり両方私は心配があったと思うんですが。前は全部を使うということでしたが、それにしても、可能性としては、もちろん今のように一部分をどっかで安く使えば、ということはもちろんございますよね。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課ですが、ちょっと中野市さんと相談しましてですね、今の案について可能かどうか、どれくらい掛かるかどうか、作業をしてみたいと思うんですが。

宮地委員長

そうですね。とにかく、いくらぐらいならどこらへんまで可能かということは、やっぱりお考えおきいただく方が。

幹事（食品環境水道課）

委員長さん、ちょっと中野市さんが来てますんで、ちょっと関係する意見をお聞きしたいと思います。

中野市

ただ今、新幹線の水を北工区の北側から出すのではなくて南側から出して、それを田麦浄水場の方へ持っていったらどうかというお話をいただいたわけですが、新幹線のこう配は飯山の方に向かって下りこう配になっておりまして、赤岩の地籍の方へ水を引っ張るといふかたちは、新幹線のトンネルの中では現実的には困難だろうというふうに思います。いったんセンタードレーンで排水として出されたものを上げなければいけないという問題が現実的に出てまいります。ですから、どうしても北工区が一番北側へ今排出をしてるようなところにいったん貯留槽を設けて、そこから送るといふかたちになるかというふうに思います。ですから、そこから田麦浄水場という話になりますと、今の栗和田まで上げている

揚程、150mいるというふうにこの前お出しを申し上げてるかというふうに思いますが、高さ的には田麦浄水場の方でありますと約半分ぐらい、70mから75mぐらい上げるような状況になるというふうに思います。ただ、田麦浄水場の今の処理能力の関係につきましては、13,910m<sup>3</sup>の処理能力しかございませんので、古牧東西水源から5,500m<sup>3</sup>を取水をするという計画を持っておりまして、新幹線の方から1万m<sup>3</sup>を持ってくるという話になりますと、容量的に15,500m<sup>3</sup>という話になりますので、当然ながらまた浄水場を新たに造らなければいけないという問題が出てまいります。ですから、経費的にそんなに変わらないような状況ではないかなというふうに私どもは受け取っております。

植木委員

わかりました。基本的には、ですから南口の方には出せないということですね。技術的には。無理だということなんですね。

中野市

これは新幹線の方ですね、トンネル内の中で貯留槽というものを設けていただいて、ポンプ室等を設けない限りは無理だということになります。

植木委員

北に持っていけば本当、ぐるっとなっちゃうんですね。

宮地委員長

この間見に行った時もそうでしたね。北の方からは出せない。高田さんも、これは北からは出ないよっておっしゃっておられた。

植木委員

だから、そういう技術的な問題として、もう今のレベルではそういうにはもう北へ流すしかないってということなんですね。それはもう変えられないってということなんですね。

中野市

先日、新幹線の横断図が出されておりましたが、あの中のトンネル構造から申し上げますと、センタードレーンから持って行って、そこを排水として岩井東の大杉の方へ流すということかたちの新幹線の基本的な計画があるものですから、そういう状況の中においては困難かというふうに思います。

宮地委員長

そうですね。外の方へ回して上げるよりしょうがない。しかし、もう一遍せっかくお願いしたんですから、今のが見解かもしれませんが、ちょっとまた頭に置いておいてください。

松島(信)委員

ちょっと質問をお願いします。

中野市の方へ質問なんですけど、今、高丘水源といって、高丘丘陵に一番近いところ、その水源は汚染がわりあいとなくて、良好な水になっておるといように理解しておるんですけども、これはどのぐらいの深さから取っておるんですか。

中野市

高丘水源の関係で、平成12年度の実績に基づきまして水質の関係、お出しを申し上げておりますが、現在平成14年度中水質検査をやっている中におきましてはヒ素を引っ張ってきちゃっております、ヒ素が検出をされる状況になってきております。深さの関係お尋ねが



ございましたが、深さは15mほどの浅井戸でございます。

松島（信）委員

そのヒ素の程度はどうなんですか。

中野市

0.011という数字が出ております。水質規準が0.01でございますので、それを超える値が出てきていることとなります。

松島（信）委員

はい、ありがとうございました。

竹内委員

利水のでお願いしておきたいんですけど、先ほどの砂防ダムからの取水について、先ほど大熊先生の方から9,000m<sup>3</sup>/日で湧水期30日ですか。

大熊委員

湧水時期が30日補給するとして、9万m<sup>3</sup>あるから、1日あたり3,000m<sup>3</sup>。

竹内委員

1日が3,000です。それで砂防ダムを使った場合でも、この間の例の水利権の問題絡んでくると、いわゆる不特定容量ですか、これはダムの場合は、そういう問題があると。先ほど井戸の問題とも絡んだら、13,000を1日確保するとなると、井戸としてどのくらい可能かと。先ほど井戸はどうするかという話もあったんですけども、全体の中でいくと、じゃあ砂防ダムを9,000m<sup>3</sup>で水道水に利用、湧水期どう見るかは別にしまして、どのくらいまで可能かということはある程度全体の容量の中で私はなんか考え方として整理しておく必要があるんじゃないかと思うんです。前回、ですから、砂防の場合でもいわゆる利水容量のうち不特定という部分が必要なのかどうかということが残ると思うんです。水利権との絡みでいくと。そのへんは大熊先生いかがなんでしょうか。

大熊委員

不特定用水は、今、私全然頭に入れてないで考えてました。普段は水が多いからそこで取水していて、それで湧水期だけ補給してやる。これが普通のダムを造っての取水の仕方なんですね。それで水利権を与えてるわけですよ。井戸の場合は、井戸で毎日同じ量をずっとくみ上げていくというかたちになりますから、ダムの方と井戸の方とはちょっと考え方が違うかたちになります。

竹内委員

井戸はいいんですけど、だから、全体13,000ですよ。必要とする利水量が。

大熊委員

1日13,000。

竹内委員

ですから砂防から取るにしても、ある程度砂防の方の、可能だとしても、やっぱり協議を進めていくには利水、利水というか、水利権の問題絡んでくるとなると、大体量っていうのは限られてきます。その時に砂防の方の考えとして、いわゆる不特定容量という問題も含めて考えなければならないだろうというふうに思うんですけど。

大熊委員

ちょっとそういう発想をちょっと持ったことないもんで。大きなダムを造る時には不特定容量っていうのはよく考える。

高橋委員

多目的ダムじゃないんだもん。

大熊委員

砂防ダムっていうか、今われわれが考えてる砂防ダムをちょっと転用しようなんていう時には、不特定容量なんていうのは全然考えないでいいと思いますよね。

竹内委員

ただ水利権の問題絡んでくるとすれば、当然そういう主張も出てくるんじゃないですか。

大熊委員

いや、必ずしもそうではないと思いますけどね。その分、渇水の時にちゃんと補給できるということさえ確保すればいいわけですから。

高橋委員

すべてそれが飲むわけじゃないわけですから、砂防ダムにたまったボリュームだけを使おうとしているわけですからね、その不特定の水利権というのを侵しているわけじゃないんですよ。

竹内委員

二通りあるんです。ですから、井戸水との併用、その場合の量もある程度確定しなきゃいけないという、その今の砂防の規模からして。それと同時に、その規模を決める場合には、いわゆる水利権との関係でいくと、そのへんが主張されてくる可能性があるという整理の仕方もしとかなければいけないんじゃないかと思ったんです。そのへん事務局の方どうですか。そのへんは事務局の方ではどんな考えを持ってるか、幹事さん。

高田委員

これは整理しておかないといかんと思うんです。これで渇水時にどれだけ使えるか。大熊さん今言われた一番単純な計算ですが、あくまで現水利権は侵さないというのは、これはもう絶対前提。もちろん実質的にも気分的にも、現水利権者に承諾を得ないといかんと思うんですね。先ほど、松島村長さんが言われたような、要するにこれはもうリサイクルです。一番有益なリサイクルだと思うんですね。これを使わない手はない、そういう非常に積極的な意味を持たず、意義を持たずということは非常に大事なことじゃないかなと思うんです。

大熊委員

ちょっと答えになるかどうかわかりませんが、ぼくの頭の中はですね、日量13,000m<sup>3</sup>必要だっていうことで、それで先ほどの屏風が堰ですか、1,700と、それから仮にですよ、砂防ダムから3,000出てくるとしたら4,700ですか、残りの8,300分を井戸で賄えばいいっていったような計算になってくるだろうと思いますけどね。

宮地委員長

いやいや大熊先生、1,700m<sup>3</sup>っていうのはね、新しく井戸でやるのが13,000m<sup>3</sup>なんで、それ以外の今までの必要量の中に入ってるんです。

大熊委員

わかりました。角間砂防ダムから3,000m<sup>3</sup>生み出せたとしたら残り1万を、地下水でやればいっていいことですよ。たぶんぼくは、きちっと計算すれば3,000より多くなるんじゃないかというふうに思います。30日もろに毎日3,000m<sup>3</sup>を補給しなきゃならないということはそうはないだろうと思いますから。

宮地委員長

さっきの竹内委員のご質問についてどうですか。

竹内委員

不特定容量について。

宮地委員長

私もよくわからんところがあるんですが。

竹内委員

砂防の場合の不特定容量。普通はないんだけど。目的違うから。

高橋委員

そういう利用をした時に特定、

宮地委員長

砂防って、要するに飲料水がほしいからやるわけですよ、話は。

竹内委員

そうです。だから水利権が絡むとすれば当然それも出てくるだろうと思うんですね。

宮地委員長

だからその問題はあるかもしれんが、不特定用水とかそういう話はないんですよ。

高橋委員

私は先生と同じ意見なんだけども。

宮地委員長

あるんですか。

高橋委員

今の水利権を、既得の水利権を侵さない範囲で、これは絶対条件ですから、協議が必要だけれども。その分を浚渫すればいいんじゃないですかという。

宮地委員長

純粹にダムで浮きましたよということがはっきりすればいいわけですよ。

高橋委員

それは単純かもしれませんが、そういうことでいいんじゃないですか。

宮地委員長

その時に必要なのはやっぱり飲み水だけでよかろうと。

高田委員

だから、現状では竹内委員が言われた、不特定利水とかというような、それは名前の付かない水でしょ。

高橋委員

それは必要ないんですよ。

宮地委員長

何か今の質問、どうぞ。

幹事（河川課）

ちょっとじゃあ申し上げますけれど、今の不特定っていう部分なんですけれども、これは要するに水利権の持ってる方ですね。そういったものが必要になってくるといふふうに理解しておりますけど。

大熊委員

全然よくわからない。

高橋委員

いいですか。既得水利権者を侵さない量を流していればいいわけでしょうってことです。私の言いたいのは。

幹事（河川課）

すいません。部会でもたぶん出したと思うんですけれども、要するに今の利水としてですね、使う場合、今の不特定部分ありますよね。その部分が必要になってくるっていうようなカウントをしますと、今までの試算ですと40万 m<sup>3</sup> という数字が出てるようなんですけど。

宮地委員長

ダムの場合はね。

幹事（河川課）

はい。

宮地委員長

はい、そうですね。だから今度、砂防の時にはそういうことは考えんでもいいのかって聞いているわけですね。

大熊委員

不特定は60万じゃないですか。63万じゃないですか。

幹事（中野建設事務所）

考え方の基礎はそれでも可能だと思うんですけれども、ただ問題なのは、砂防堰堤にそういう施設が造れるかどうかのも一つの検討課題だと思いますけども。要するに、不特定用水を流し続けなければ、これはだめなわけでございますから、そういう施設を施設として造る必要があるんじゃないかというふうに考えますけれど。

高橋委員

よけいわからなくなっちゃった。

宮地委員長

ようわからんな。

幹事（中野建設事務所）

だから水を取っちゃうそのへん違う。ですから目的が違う方へ水を回しちゃう。

高田委員

事務所長言われたことは、わからんですけど、もともとあれ造るためにパイプを上と下に2本付けてるわけです。だからあれ付けた時、どういう操作をしようということだったかです。だからおっしゃるとおり、普段は全部上からオーバーフローをしてるわけ。湧水期になった時に誰かが行ってバルブを開いたらいいわけです。そのために、今はもう機能を失ってるけれど、あの300mmぐらいの鋼管が2本上と下に付いてるわけです。だから、あれは昔はたぶんあそこへ行ってバルブを人力で開いたんでしょけど、自動制御でもできるようにすればいいわけです。

幹事（中野建設事務所）

ちょっと構造について山ノ内さんから説明していただきます。

山ノ内町

砂防ダムに2本のパイプのある話なんですけども、伝聞なんですけども、2本あるのは最初の段階では一番下が下流水利権者のためのもの、上が水道だと。要は堰堤にたまった分を維持流量として下へ流して、それで下の下流の水量を増やしてやって、それでみんなで使うというためのものです。ただし、段々当然ながら土砂がたまってくるので、そうすると逆に上の1本だけをみんなで使うというかたちになります。最初からたまることを前提にしながらも、やはり維持流量を流してそれぞれで使うという考えでいますので、そういうふうに2本入ってます。ただ、現実にはたまってくれば一番上がみんなで使うかたちになります。導水管で引いてるわけじゃなくて、ただ落としてるだけです、それは。死に水を落とすだけのことです。

高橋委員

だけれども、いいですか。造ったけれども、一度もそういう操作もしないし使っていないわけですよ。現実には。

宮地委員長

使ってたんじゃない。

山ノ内町

使ったことはないというふうに聞いております。

高橋委員

ということですよ。ですから、今ないという考え方でわれわれは検討すればいいわけですよ。そういう施設はないよと。新たにそういう設備を造ろうかどうかという考え方をすればいいわけですか。

山ノ内町

それ自体、もう埋まったら終わりということで造ってますんで、ですから、もう既に何もないと。物は残ってるけども過去の遺物という考えです。

高橋委員

はい、わかりました。であれば、不特定はいららないんですよ。

宮地委員長

はい。どうでしょう。角間の話、だいぶききましたが、利水の方について議論が集中しましたけど。治水の方は前のとおりですね。パラペットプラス河川改修。

大熊委員

治水で、パラペットっていうのは本当にいいのかどうか。やはり景観を壊す可能性もあるんで、10cm、20cmの低いようなパラペットだったら、そのどこ土盛りしちゃった方がよっぽどいいと思ってますし、そんなに費用も掛かるわけじゃないでしょうから、パラペットの高さだとかそんなもので、パラペットに固執することなく考えた方がいいのではないかなというように私は思ってるんですけどね。

宮地委員長

はい。部会案も固執してるわけじゃなくて、そういうものを組み合わせでやれということでしたね、確か。ですから、そのへんは私は弾力はあるんだろうと、実際の工事においてはそう思っていましたけど。

大熊委員

現実には弾力的にやって、景観を壊さない方がいいと思いますので。

宮地委員長

景観にも配慮をしてということですね。

竹内委員

委員の中からはですね、部会の委員の中からは、パラペットでいいのかという意見もかなりありまして、景観に要は配慮をしたり、観光地であるということを配慮していただきたいということだけは強く出てましたんで、それは申し上げておきたいと思います。

宮地委員長

はい、それはたぶん皆さんご存じだと思っております。いかがでしょう。だいぶ角間の話でいきました。実質上2時間ぐらいですが。ここで角間の方についてはいろいろお願いもいたしましたから、次回にまたいろいろ出していただくとして、今日は角間はここまで切るといっていかがでしょうか。

はい、それではそのうちコーヒーも出ますが、飲みながら、今度は駒沢川のことについて入ってまいりたいと思います。駒沢川の方についてはご存じのとおり、集水面積についていろいろ議論を前回いたしました。そこで委員会では、とにかく集水面積が大きい、大熊それから高田両委員の見解では0.32平方キロは減るだろうという案がひとつございしますが、それについて、県の方に何回かご意見を伺っておりますが、再度県の見解を伺いたいと、こうお願いをしております。それについて、県の方からひとつお考えを改めてお聞きしたいと思っております。じゃあ、お願いをいたします。

幹事（河川課長）

河川課長の小林ですけども、よろしく願いをいたします。

県の治水計画での流域界の考え方と、検討委員会での審議の流域界の考え方が若干異なっているわけですが、前回28回の時に検証をする中で見直しをと申し上げましたとおり、県といたしましては、部会での現地調査等で水路形態等の状況を判断する中で、治水計画案を検討するには駒沢川の流域面積について見直しをせざるを得ないというか、見直しをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

宮地委員長

いかがでしょうか。県の方もそういうことを見直す必要があると、こうお考えだと私は承りましたが、それでよろしゅうございますか。どうぞ。

藤原委員

この駒沢川の場合は、基本高水そのものが、前から問題になってきてるわけなんです。部会を始めるにあたって、まず基本高水ワーキンググループの方から、この駒沢川の基本高水5.2m<sup>3</sup>/sというのは大きすぎると思うので、見直しをするようにというコメントが付いて、基本高水5.2m<sup>3</sup>/sということでこちらは部会で検討をしていったわけです。ところが、やはりその問題についていろいろと部会でも雨量観測の問題などが出てきて、それでこの基本高水の5.2m<sup>3</sup>/sというものについて疑問が出てきたわけです。そこで今年の1月だったと思うんですけども、この検討委員会に、駒沢部会のこの基本高水についてワーキンググループではどうお考えなんですかということをお尋ねしたところ、2月7日の日に基本高水ワーキンググループの大熊孝、高田直俊、松岡保正の3人の方の名前で、この基本高水のことについて文章が出ているわけです。それによりますと、駒沢川の基本高水っていうのは、ピーク流量が第1位が5.2m<sup>3</sup>/sで、第2位が4.3m<sup>3</sup>/s、第1位と第2位とはかなり離れているというようなことが出されてきているわけですね。ですから、そのところでやはりいくつか問題が出されていますし、実績の流量でも、昭和31年以降、現在までっていうのは、ほぼ50年間5.0m<sup>3</sup>/sを超える洪水は発生していないと。だから30年確率で5.2m<sup>3</sup>/sというものについて実績流量からいうと、これについても基本高水は大きすぎるということもできるという言い方がされているわけです。その後、これが2月7日ですが、2月13日の日に流域面積の問題が出たわけです。その流域面積の問題が出た後、これは大熊さんと高田さんの2名の連名で、駒沢川の基本高水についてということで問題提起されているわけですが、その中で補足として、この流出解析のパラメータについての疑問が出されてるわけです。そして、例えば、横川ダムの流出パラメータを使ってるけれども、計画書の飽和雨量っていうのは、普通それをやればRsaは118mmぐらいになって、基本高水は5.0m<sup>3</sup>/sぐらいになるんだけど、それをRsaを100mmと下方に下げて、それによって5.2m<sup>3</sup>/sにしていると。それから、こちらの方はそういうふうに数字を下げてるわけですが、片っぼの方では、このRsaの数字を下げることによって基本高水が上がってきてるということがあります。それからもう一つは、さらにそれによって計算した基本高水が51.7なんだけれども、それを上方へ5.2m<sup>3</sup>/sというふうに修正してるというようなことがあるんです。ですから、そういうようなものも含めて、この基本高水ワーキンググループからは、しかし、当面基本高水5.2m<sup>3</sup>/sとして、数年、流量観測など調査を充実させてきちんと再検討することを提案したいというふうになってたんです。これは2月7日の段階です。要するに、基本高水の計算の仕方というものは、この駒沢川については高く出ているということが出されてるわけです。ですから、まずそれを改めるということは一つあると思う。その上に、2月13日から問題になっております流域面積の問題が出てるんです。そうすると、先ほど河川課長がおっしゃった見直しというのは、単に流域面積だけ見直せば済む問題じゃないような気がするわけです。やはり、この基本高水の計算の仕方から全部見直して、そして、基本高水そのものを、もう一度見直してみる必要がある。そうすることによって治水上どうなのかという判断をすることは必要なんじゃないかというふうに思います。ですから、この流域面積、今は流域界の見直しだけを河川課長は言ってますけれども、そうではなくて、もっと広げて、今申し上げ

げましたようなことも全部含めて見直しをする、そういう必要があると思うんです。

宮地委員長

つまり、今の、藤原先生は部会長でもございますから、いろんな状況よくご存じだと思うんですが、確かに基本高水についての疑点がいろいろあったっていうことは私も承知をしておりますが、ただ先生、今の段階で、現状でこの問題をよく整理してみますとね、先生おっしゃった1月とか2月とか段階でそういうことはあったけども、この部会、われわれは一つは部会の答申をもとにして議論してるわけです。だから、部会の答申が3月の何日かになってるわけですね。その中に、例えば対策案の中の基本条件の確認というところでは、とにかく疑点はあるけども、高水は5.2m<sup>3</sup>/sとして対策を考えましたと、こういうことはございますね。ただし、この答申を書き終わった段階で、やっぱり集水域の問題が新しく出てきて、それについての結論は出ていない、ということでございますよね。だから、どこまでものをさかのぼるかということが、一つは私はあると思うんですよね、議論の立て方として。それで、前回からいろいろ議論になっておりますのは、そういうふうに高水の問題では、一応ワーキンググループの方でも5.2m<sup>3</sup>/sというものは一つの目安だろうと、そんなことが私はあったと思ってんですが。その中で、だからそういうこともいろいろあったとしても、今、部会報告をもとにして考えて、あいまいなはっきりしない、部会の基本的な確認とずれておるところは集水面積だと。私はそういうふうに理解しておったんですが、どんなもんでございましょうか。

藤原委員

部会で基本高水が過大であるとかどうかについてということについて検証をするようにって投げ掛けられても、とてもそのことについて部会で検証することはできないわけです。ですから、そういうことで5.2m<sup>3</sup>/sというのを前提にして、しかし、その後でもって出てきた流域面積の話は書いて、だから調べておいて、これについての調査をきちんとしてくださいという報告にしてあるわけですが。

宮地委員長

そうですね、そうです。

藤原委員

ただ、この検討委員会はね、今度はそういう部会の報告とかを、それを踏まえた上で、検討委員会としての専門家がいて、その問題も一応検討して欲しいわけです。特に今、流域面積のことで河川課長が見直しをするというならば、そこまでも含めてね、この見直しをして欲しいという要望なんです。

宮地委員長

そうですか。わかりました。その後のことですね。

先ほど河川課の方をお願いしたのは、私は前回の委員会の議論からすれば、集水面積についての限界を承りたいと、こういうことを申し上げたんで、それについての返事があった。それをどう委員会が考えるかということと、では、その考え方があったとして委員会はどうか考えるか。これはまた次の話に当然なってくと私は思います。わかりました。藤原委員のおっしゃってること理解いたしました。いかがでございましょう。

五十嵐委員

河川課長にお聞きしたいんですけども、見直しといった場合の期間ですね。仮に見直した場合に、河川流域が仮に小さくなるといった場合には、自動的に基本高水も変わると思うんですけども、そういう場合には改めて国土交通省との関係で許認可関係を取り直さなき



やいけないと思うんですけど、それはそういうふうに理解してよろしいんでしょうか。もし、そうだとすれば、それが終わるまでの間、当然凍結になりますよね、というふうに理解してよろしいかどうか。

幹事（河川課長）

はい。期間につきましては、はっきりと明言できませんが、5年ぐらいがめどと思っております。今の面積を見直す中で少なくなるとすれば、流量的にも少なくなるので、それにつきまして国交省の方に説明する責任はあると思います。

五十嵐委員

ここの委員会の答申のスタイルについての提案ですけれども、もしそうだとすれば、5年間は動かないというふうにまず理解するしかないと思います。だとすれば、答申についても、それを前提として今までの八つの河川とは違う答申にならざるを得ないんじゃないかと思えます。もっと言いますと、計画がないというか、中ぶらりんの状態ですから、それまでは何というか、ダム全体を凍結しようというだけの答申でいいんじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

宮地委員長

はい、そうですね。そこに、そこまで結論がいくかどうかわかりませんが、少なくとも見直す必要があるということを考えて、それについて調査をしようと、こうおっしゃってるならば、その間は確かにダムは進まない。それを前提としてわれわれは答申を書こうと、こういうご意見でございます。私はそういうことは必然的だって。その中に例えば、藤原委員がおっしゃったような、いろんな、もっといろんな点の見直しも含めて欲しい。こういうことも当然入ってきてよろしいかと思うんですがございますけども。いかがでしょう。皆さま方どうぞ。

松島（貞）委員

見直してというのは、どちらかっていえば流域面積が減って下方修正されるっていうふうには、私も勝手ながらお聞きしたんですが、治水のことはそれでかなりというように思っておりますが、利水について、水道水については汚染っていう問題があるんで、ある程度の方向付けの答申は必要ではないのかっていうふうに思うんですが。

宮地委員長

はい。ただ今のは治水についての問題でございまして、まだ私は答申を書く上には、利水の問題は当然出てくる。だからそれは、これからまたご意見をまとめたいと思っております。要するに、今はやっぱり集水面積に端を発した基本高水の問題があって、治水の方策、それについての話だと私は思っております。ですから、そういう意味で、今度は駒沢の利水問題について少し議論を、意見を出していただいてまとめる方向へもっていった方がよろしいかと思うんですが、どうでしょうか。

松島（信）委員

その通りに、今度利水の方へ移って行って欲しいんですけども、それ前に、利水になると当然、現在の水道水が不足する問題が重要ですが、と同時に、農業用水の不足する問題が大きいですね。ですけれども、ダムを計画するというかダムを造る以前に、既にこの地域は広範囲に圃場整備が行われているわけです。

圃場整備の面積はほとんど駒沢川流域全域にわたって行われているわけで、ですから、圃場整備をしたということと、それから、圃場整備後にかんがい用水そのものが、圃場整備より前とどういような違いが生じたのかと。圃場整備前はもう大変水が不足しとったので、

圃場整備やって水を補えば、圃場整備をすることによってかんがい用水が足りるような見通しでやったのか、それはちょっと理屈に合わないような気がするんですけども、しかし、圃場整備やったことによって、本当に今度は逆に水が余計必要とするように、面積が増えれば余計必要とするようになりますね。そうすることによって水を確保しなきゃならないから、生活貯水池ダムということが必要とするようになります。そういうことも想像できるわけです。それは私個人の想像ですけどね。そういうことからすると、圃場整備の前は、これは昭和61年かな、に完成しとるんですよ圃場整備が。その着工はそれより6年前にやっというんですけども、その時の前の状況は一体どうだったのかと。つまり、これはどういうような事業であったかということも含めましてですね、だから、前にどういうような水田があって、圃場整備をしたことによってそれがどういうように整備されたのかという、それは土地改良課の方で把握しとるのかどうか。そのへんのところから基本的な資料を明らかにしていけないかと思ったんですね。だから、どうしてもダムを頼らざるを得なくなったという根拠は一体どこにあったのかと。単なる水道水だけの問題じゃない、水の量から考えると、水道水より、むしろ農業用水が圃場整備をしたことによって余計足りなくなったんだという、そういう懸念はあったのか、ないのかということですね。

#### 宮地委員長

はい、おっしゃることはわかりました。これから利水の話をしようっていう時には水道水ばかりじゃございませんで、農業用水も当然あるわけです。ですから、今の松島委員のご意見は、利水の中で圃場整備というものは一体どういう役割であるのかということだろうと思います。はい。ですから、そういう意味でよかったですら利水の話にもう入りたいんですが、藤原委員何かそれについて。

#### 藤原委員

はい。上水道のことなんですけども。

今、小野簡易水道組合の水道は、取水量が1日1,076m<sup>3</sup>なんですよね。利水ワーキングで出されたのは880m<sup>3</sup>ということですから、水量そのものについては、上水道の場合には不足をしているというふうには思えないんです。ただその中で、245m<sup>3</sup>の井戸水を使ってるわけですが、それが、ヒ素が基準値の1/10くらいなんですが出てるということで、できればそれをやめるとしても、大体800m<sup>3</sup>くらいになります。ですから、ただ、湧水を使ってる水源が濁る時もあるというので、できるだけそれもやめたいというようなことやっていきまして、とにかく、今の段階では現状の水源を600m<sup>3</sup>、それから新規の井戸で400m<sup>3</sup>、これは200m<sup>3</sup>を2本という計画を立ててるわけです。ですから、上水の場合の利水の場合は、井戸を2本掘れば対応できるということになりますし、それについての井戸を掘るお金、それからそれを配水池まで持っていくお金、大体6,000万円くらいでできるということなんです。ですから、もし水源を探查する時の費用を、県が50%みてくれるとか、それから利水についての水道施設や何かその他について20%というものがあれば、6,000万円がもっと下がってくるだろうと。だから上水道については、井戸2本掘れば可能だということになると思うんです。それから農業用水ですが、これは、ちょうど黒沢川のこの報告書にもあるんですけども、現状では何とかやれるというふうなかたちになってるようなんです。ただし、細洞ため池というところは、これは戦争中に手掘りでやったところなんで、実はあそここのところに活断層があるようだという事ですから、そのまま放置しておけば危険だということで、その補強をするということも考えられると思うんです。その補強をするにあたって、現在、平均水深3mで1.2haですから、36,000m<sup>3</sup>なんですけど、これを6mまで掘り下げれば7万m<sup>3</sup>くらいの水が出てくると。そうすると、飲み水の方は井戸を掘ることによって対応できるし、それから、農業用水の場合も細洞ため池、それから大洞ため池っていうのも、これ4,000m<sup>3</sup>くらい入りますから、それも何とかすれば農業用水についても対応することはできるだろうというようなこともあると思うんです。ですから、

利水の部分についてはそういう知恵が働かすこともできるだろうと。それから、繰り返しになりますけども、治水についてはですね、この50年間、50m<sup>3</sup>/s以上の水が出たということはありませんので、ですから、5年間ぐらい調査をするということはあってもですね、その問題は起きないだろうというふうに思います。

宮地委員長

はい。松島委員の話もございましたけども、要するに、利水問題では農業用水と水道と両方、問題は二つあるというわけで、やっぱり問題は二つに分けた方がいいと私は思います。それで、要するに利水についてはダムは基礎にありますから別ですが、ダムなし案だと、井戸の方はとにかく200m<sup>3</sup>、2本掘れと。それが、今までの感じからすると掘って出ないことはないだろうという話が部会の中でございますね。

藤原委員

もう既にこの小野地区はですね、都合3回水源の探査をしておりますし、部会でも松本サクセンの責任者の方に来ていただいて話を聞きまして、水源は見つかる可能性があるという報告も受けてます。

宮地委員長

はい。そのへんいかがでしょう。部会報告にも確かにそういうことは書いてございまして、そのお金はとにかく6,500万ぐらいですっていうことですね。たぶん部会の方の試算では。

藤原委員

6,000万円。

宮地委員長

6,000万円だったか、6,500万円ぐらい、そのくらい。それはダムを造る時の利水の出す金より安いと。そういうことでしたね。

藤原委員

ダムの場合の利水者としての負担は1億7千万ぐらいになることになってるんです。1億7,000万だが、1億5,000万だかになってるわけです。ところが、井戸水を掘る。

宮地委員長

1億5,000万です。

藤原委員

井戸を掘るということになれば6,000万円で済むと。

宮地委員長

1.3億円の半分で、0.65億円って書いてある。6,500万。まあ、そうですね。それは部会報告の中に出ております。

藤原委員

何度も幹事長の高橋さんにお話を伺ったところでは、やはりダムによらないということでそういう補助は出すんだというふうにおっしゃってるわけなんです。そうすると、先ほど五十嵐さんおっしゃってるように、凍結なんて話になってくる場合には、そういうその利水についての支援というものを県がしてくれるものかどうかということが、一つ利水上の問題と

してはあると思います。

宮地委員長

藤原さん、ダムを造った場合には、利水者の負担は3億円のうちの交付税が1.5億ありますから、1.5億出すはずだったんです。だから、それより安いことは事実である、だと思えます。だから問題は井戸の場合には適当な値段で、水があるか、それから汚染がないかどうかということ、専ら。専らそこに絞られると思う。そこはやっぱり、なにがしかの調査が必要なんでしょうね。率直のところ、この小野の部落は非常に小さいもんですから、ここが経済的にどの程度の負担ができるかってことは、かなり大きな問題になるのは事実だと思います。それと今まで部会の中では、あそこの水源も枯れたとか、この水源も汚染されてるとかという話はございましたんで、やっぱり水質も一つ必要ですね。そういう意味で井戸という。

藤原委員

水質と水量と。

宮地委員長

水量と、そうですね。ですからそれを、それが出れば井戸というのは非常に有望な話になると思えます。だから、どうでしょう。私、部会の報告見てましてもね、それは最後の判断をどこに置くか別にしまして、そういう水道に関してのデータっていうのは非常にはっきりしているように思うんでございます。ですから、それを頭に置いておいてこれから判断をしていけばいい。もう一つ、やっぱりかけ離れるのが農業用水の問題であろうと私は思っております。農業用水の、要するにダムを造れば利水者は何にも金がいらん。それに対して、細洞のため池を補強すれば3億3,000万くらい掛かる。これは農業用水ですから県からの補助はない。そういう問題でございますわね。だから、そのへんのことで、3億3,000万というのは、県がダムを造る時の負担からすればそんなに大きなものではないとは言えますけれども、純粹にこれは町の負担になる可能性はゼロではない。しかも、どうも聞くところによりますと、こういう飲料水ならばこういう県がいろいろお金の補助ができるんだけれども、農業用水っていうのは非常に難しいんだというお話があるわけですね。そのへんが頭が痛い。それで、もう一つは松島信幸委員が言われたことは、圃場整備というのが一体この農業用水の必要量にどれだけ関係しているのか、そういう意味でのご質問だと私は思うんでございますけども。ただ、圃場もうできておりますとね、そこにどれだけ水がいてっていうのは、この間も伺いました、一応の何か勘定の方式があるようですね。だから、そのへんがどういうことになりますかわかりませんが。どうでしょう、もしご意見いろいろあったら、このへんで非常に難しい立場になるんですが。

五十嵐委員

二つ論点があると思うんですけれども、今出されている農業用水に関する数字はリアリティあるものかどうか。というのは農業全体に関して、減反とか、そういう方向が進んでおりますので、それは過剰試算になってないかどうかということと、仮にそれをリアリティある数字が出た場合に、その費用を誰が負担するのかということだと思いますが、これはちょっと少し、先ほどご飯を食べながら何人かの意見の危機対応を、そういう物理的なことで、絶対に危険は起きないというふうに考えなきゃいかんものかどうかということなんです。外国の例などを見ますと、仮に、ある週、日照りが続きまして農業ができなかったという場合には補償をすると。その減収分だけ補償をするというようなかたちで、あえて公共的な何十億も掛けたような物理的な施設造らなくても、そういう論理展開っていうのは一体、本当に不可能なんでしょうかということ、どっかで誰か議論しなきゃいけないんじゃないかというふうに思っているんです。でないと、全部施設に、河川改修なんかもそうなんですけれど

も、全部、施設に頼って、危機対応を全部莫大な費用を掛けて設置してって、こうなるんですけども、どうもそういう考え方も古いついていうとおかしいんですけども、本当の意味で費用対便益比っていいですか、それ明らかにどっかおかしいんじゃないかというのが世界の潮流です。だからもし、今みたいなリアリティある数字が出て、その水に、ため池のちょっとした改修足ないと、だけど少しはすると。それでもなお足ない場合には施設の改修じゃなくて、その分を補償するというようなかたちでの対応っていうのは不可能なんですかということですか。

藤原委員

農業のことでちょっと、土地改良課にお尋ねしたいんですが、今まで農業共済で、辰野の小野地区で湧水調整基金っていうのは、湧水調整の補償金というのはどのくらい出てるんでしょうか。湧水被害があった場合には、農業共済の方から湧水のための補償金っていうのが出ますよね。それはどのくらい出てるんですか。それが無いっていうことだと、あまり深刻な湧水の問題はないというふうにいえると思うんです。ですから、そこをちょっと調べて教えて欲しい。湧水調整のための補償金いかがですか。農業共済で。

幹事（土地改良課）

土地改良課でございます。共済の関係につきましては、平成2年に小野地区で6万円、それから平成6年、大湧水の年がありましたが、その時に30万8,000円ほど小野地区で支払われております。

大熊委員

それトータルのお金ね。

宮地委員長

そういうことですか。なるほど。

五十嵐委員

それだったらですよ、何億円、何十億円使って造るよりはですよ、それはいろいろ感情問題残りますけど、合理的かどうかといえば、それはそちらの方が合理的だとはいえるでしょうね。

宮地委員長

その話初めて。

藤原委員

いや今の話聞くと、ほとんど、この平成になってから15年の間に2回、しかも36万円しか補償金が払われていないということは、農業用水は十分じゃないってことは地元の人たちに聞いてわかります。しかし、それほど深刻な問題でもないということは今日はっきりしたんじゃないんでしょうか。

松島（貞）委員

農業共済の補償金というのは、100万円被害あったら100万円支払われるっていうシステムじゃなくて、100万円被害あった時にせいぜい30万円ぐらい。だから被害総額は、実被害は補償金の倍以上はあるというふうな解釈をしていただきたい。

大熊委員

その前に、3割以上被害がないと出ない。

松島（貞）委員

そうです。まったくそうです。

大熊委員

ということがあるんです。だから実害はもうちょっとあるとは思いますが、それにしても1,000を超えることはないかなと思いますね。

宮地委員長

そうですか。ちょっと伺います。前回配られた辰野町小野地区の利水というデータなんですけど、それで、今の平成2年は取水制限20%、33日間。それから平成6、7年は濁水で、両年とも取水制限10%、60日間って、こういうデータございますね。それで今の補償ですね。もう一つその前にね、昭和59年に取水制限40%、32日間っていうのがあるんですけど、この時は払ってないんですか。

幹事（土地改良課）

申し訳ございません。59年につきましては、ちょっと書類を調べたんですが、ちょっと古くてなくてですね、2年と6年のものしかわからなかったということです。

宮地委員長

そうですか。わからなければわからないで結構です。

こちらの方が大きかったもんですからね。そうですか。前に駒沢へ行った時も、例の、今度は治水の話に戻りそうなんですけど、治水の話も、何年か洪水被害が非常に額としては被害の補償が少なかったという印象を私は持っておったんで、だから、ここに60億のダムがいるのかなというのを直感的に感じた思いがあるんですが、それとは今のは関係ないかもわかりませんが、ただ、今、五十嵐委員が言われたような、それで全部話を済ますよっていうのは、今までにあんまり慣例がないわけですね。それは、これからどういうことになりますか。

植木委員

補償問題のお話っていうのは、これは、これからかなり重要だというか、考える余地のある問題だと思うんです。もう皆さん忘れたかもしれませんが、上川部会では、水田の問題で補償問題もきちんと検討しなきゃいけないというふうにやっております。それは要するに、水田を雨水、ためる場合のいろんな被害だとか、それからあぜの整備だとか、そういったものは当然やらしてもらわなきゃならないといった場合に、やっぱりある程度の補償しなきゃいけないんだっていう考え方です。そういった考え方はやはり柔軟に取り入れて、何でもかんでも施設を造るっていう話ではなくて、地域住民がそういうようなことを日ごろからやっていく、それに対してある程度の補償をするっていう考え方です。それは、これからどしどし取り入れていくべきだと私は思いますけども。

五十嵐委員

もう一つ。農業補償だけでなく、遊水池という考え方についてもそういうことで、ここでずっと議論して、財政部会でやってるのも、要するにプールを造るといって、こういう発想なんです。場所もわからないし、いくら掛かるかわからないという、ものすごい莫大な値段になるんです。しかし補償を前提として、またはらんさせちゃうと。それでみんなオーケーと答えれば、そういう費用も全部削れるわけ。恐らく、世界の河川行政の潮流は、そちらの方に行っているんだろうというふうに思いますけど。

宮地委員長

なるほど。そうですか。広い意味での流域対策に入っていくんですね。

高橋委員

確かにその補償も、治水の方も含めて、検討しなくちゃいけないと思いますが、この農業用水、私は黒沢もそうでしたけども、補償っていう、わかりますよ。なかなか難しい問題だろうと思います。できなけりゃあ補償すればいいじゃないかという、さっき先生の方でも感情論はあるでしょうがって、こう言ったけれどもね、非常にこれは農家に見れば切実な問題なことは事実なんです。そのへんを、どういうふうなかたちに持っていかってということだと思っただけですがね。

五十嵐委員

例えば、農業に関して休耕田が増えてますね。耕作の後継者がいない、減反についてもだいたいやってきた。今度はもう自由だから、もっと極端にある地域いうと減反進みますけど。でも、今の水需要、農業用水の水需要っていうのは、全部それこそ圃場整備して、全部フルフル回転することを前提にしているわけです。でも、危機が起こるのはね、それこそ10年に一遍とか20年に一遍、そのことなんです。その時にそういう全体的傾向の中で、非常にパニックのことを前提として何十億掛かるというような対策っていうのは、ぼくはもう感情論を超えて理性的に、それは農業側の方も検討すべき時代入ってるんだらうと思いますけども。

高橋委員

そういう今、先生の言われたような状況ですからね、10年に1回ですから、そういうことがわからないわけです。補償するって言うと、そういう条件を前提とした補償ですから、そのへんをどういうふうに一般の農家の人たちにわかるようなものを作るかということなんです。われわれはわかります。

大熊委員

今の、そういう議論は今までも随分やってきてるんです。それで、ある程度もうみんなわかっているんです。だから、後はもう国土交通省と農水省が腹決めてやるかどうかだけなんです。

五十嵐委員

これ自治事務でしょうから長野県も分権時代で新しい河川行政やったらいかがですか。全部、施設対応っていうのはもう限界あるし、仮にもし本当に農業する人がいなくなったらですよ、莫大なこの遺産でしょう、これ。これを、残りの人たちがものすごい長い年月税金で払うんですよ。そんなの、どう見ても、これだけ予見可能性が強い時にですよ、もう不可能、県民自体納得するのが不可能だと思いますけども、もう。

宮地委員長

今、伺ってて、どれだけ本当に水が足りなかったっていうことはよくわかってないですね、私はね。それで、ちょっと私こういうことを疑問に思ったんですが、教えていただけませんか。細洞ため池は現在36,000m<sup>3</sup>ためてございます。それを深く掘って26,000m<sup>3</sup>増やす。それで62,000m<sup>3</sup>ぐらいになるわけです。そのこととで、私よくわからない、そこに水がそれだけたまっているということと、例えばさっき私は申し上げましたけども、渇水期に、例えば10%何日間か取水制限した。この36,000m<sup>3</sup>が62,000m<sup>3</sup>になったとしたら、例えば平成6、7年の取水制限10%が60日間あった。これは直感的にどのくらい助かるもんなんですか。そういうことわかりますでしょうかね。私、素人なもんだから、そういうことはわかると、これだけ効き目があるかという感じがわかるん

ですが。どうでしょう。どこにお聞きをしたらいいのかと思うんです。どこに聞いたらいいかも私はわからないのです。つまりね、62,000m<sup>3</sup> たまったということと、それから取水制限10%が60日間、それとの関係がね、ようわからないのです。

幹事（土地改良課）

非常に難しい問題だと思います。と言いますのは、ダム水利計算で1/10湯水年で河川利用水、農業水利、合わせて二十数万m<sup>3</sup>、そこに26,000m<sup>3</sup>がどう効いてくるかという問題になりますので。

宮地委員長

ダムじゃないですよ。

幹事（土地改良課）

ダムに今、不特定容量として28万m<sup>3</sup>の不特定入っております。

宮地委員長

はい、そうですね。

幹事（土地改良課）

その代わりといいいますか、26,000m<sup>3</sup> あつたらばどうなるかという話なもんですから、非常に難しい。それが確率的にどうだとか、あるいはその何パーセント取水制限が助かるのかってというのは、非常に日ごとの計算なり、流量、あるいは田んぼにどのくらい水があるとか、いろんな複雑な問題がありますので、直感的には二十数万m<sup>3</sup>分の26,000m<sup>3</sup>ということになりますと、1割は助かりますという話かちょっとできないかと思うんですが。

宮地委員長

でもね、私、ダムの方と比べてるんじゃないくて、ダムはとにかくためて、たくさんためるわけです。例えばダムをなくして、細洞の掘下げをやるという時に、36,000m<sup>3</sup>しかなかったのが26,000m<sup>3</sup> 増えるっていうのは、とにかく50%以上増えるわけです。それがどのくらい役に立つかっていうのが、今の補償の問題とも少し近づくんじゃないかという感じがするわけです。そういう勘定しちゃいけない。

幹事（土地改良課）

そういう観点から申しますと、27ha、非常な平成6年の時のような大湯水のような場合を想定しますと、水田が干からびて、稲が枯れる寸前というような時には、10cm普通ためてるんですが、枯れないようにだけ水を打つわけなんです、そう考えますと、26,000m<sup>3</sup>で10日とか2週間分とか、そういう賄い水分には有効に利用できる水量にはなるというふうには感じております。

宮地委員長

そういう感じのことを私は承りたかったんです。例えば、26,000m<sup>3</sup> あればね、10日とか20日ぐらいなんとかするんだよという感じが、そういう勘定でいいんですか。今、10cmとおっしゃったですね。

幹事（土地改良課）

通常、水田には10cmとか15cm水をためているわけなんです、取水制限なり湯水年になりますと、ずっと水が減っていきまして、水田もひび割れているような、そこへ黄色くなったような稲が立って枯れる寸前というような、そういう枯れない程度の水を朝1回、夕方



1回ぐらい軽く掛けてあげる。当然そこには通常の風景である水がたまっているというような状況ではなくて、ひび割れているような状況。その時に水を打ってあげるというようなケースが想定される時には、26,000m<sup>3</sup>ってというのは、非常に最後の頼りになる水としては稲を枯らさないというような時には有効に使える水になると思います。

大熊委員

今、27haとおっしゃいましたよね。27haですから、27万平米あるわけですよ。だから、1日に1cmずつ使っていくと10日間でちょうど26,000m<sup>3</sup>になるから、1日10mmずつ田んぼに水やってるということですよ。

普通の水田は平均値で見ると、大体、われわれ減水深って言うてんですけれども、1日10mmから15mmぐらい減っていくという、その分だけ補給してやっていくっていう、そういう感覚になりますかね。だから26,000m<sup>3</sup>というのかなり水でもあるということにはなりますよね。10日間しのげれば、だいぶしのげるよね。

宮地委員長

平成6、7年は取水制限10%ですよ。10%だから、今の10cmっていうやつは9cmぐらいはやっとなったということですか。そうなるんでしょうかね。そうすると、そう考えちゃいけません。別にその数字にこだわるわけじゃございませんけども、とにかく26,000m<sup>3</sup>全部使い切ったとしてもそういう程度なら10日間はもちそうだと。そういう感覚でよろしいんでしょうね。

大熊委員

だから、62,000m<sup>3</sup>あるってということだと60日ぐらいもつってことになるわけですよ。

宮地委員長

細洞の場合はね。そうですか。

大熊委員

稲の生育期間っていうのは大体100日ですからね、だから、それでそのうちの何日もてばいいのかってことになりますよね。

宮地委員長

だから平成6、7年が大湯水だったっていうのは、やっぱり60日間もそういう期間が続いたっていうことは大湯水なんですね、きっと。何パーセントということよりも、期間の長さもあるんですね、きっと。

五十嵐委員

ちょっと変なこと聞いてよろしいですか。

27haで、米っていうのはいくらぐらいできて、値段はいくらになるんですか。例えば、こういうことでやるとどのくらいダメージ受けるんですか。例えば10%ダメージ受けたとか、20%ダメージ受けたとか、そうするとどういう感じなんですか。

大熊委員

1ha、6トンぐらい収穫がありますから。

五十嵐委員

全滅するわけじゃないでしょうからね、ダメージどのくらいと見て、それを補償するって

いくら掛かるんですか。

高田委員

一部で水がなくて湯水状態の時は、広い面積から見たら豊作なんですね。天気がいいから。全体として。

宮地委員長

それはそうですよ。しかしそれはローカルな話ですからね。

大熊委員

湯水の年は大体豊作の年ですよ。全国的には。

宮地委員長

一般的に。全国的にはそうですね。それはそうなんですが。

高田委員

ですから、先ほどから五十嵐さん言われているようなね、そういう補償みたいなことというのは大事なことはないかなと。

宮地委員長

全国が豊作で、自分のとこだけ取れなかったら一番悲劇なんでしょうけども、逆に言うと。

松島（信）委員

今の土地改良の方へお聞きしたいんですけれども、20haが現在の水田面積と、そういうことですか。

宮地委員長

水田、水田なんですか。要するに農業用水の必要な面積ということじゃないですか。どうですか。

松島（信）委員

かんがい面積。27haっていうのは。

幹事（土地改良課）

地目で言う、水田が27haということですね。

松島（貞）委員

地目水田がね。

幹事（土地改良課）

ですから、減反も当然されておりますので、そのうちの通常3割から4割ぐらいの転作ですが、ここですと45とか48とかの数字ですね。

宮地委員長

多いんですね。

松島（信）委員

その圃場整備完成の時には、35.6haが完成したって書いてあるんだけど、そう

すると、それは35.6 - 27っていうのは、地目、畑っていう意味ですか。

幹事（土地改良課）

圃場整備が完成した時にはですね、昭和60年に完了をしておりますが、29haの計画で完了をしております。その後、一部転用等があって今27になっているものと思われます。

松島（信）委員

それじゃ、町の資料とちょっとそこが食い違うんですけどもね。そうすると、それが現在29が27になったと。そういう理解していいんですか。

宮地委員長

松島（信）委員が先ほどお聞きになった、圃場整備の前と後っていうのは今のことですか。まだ他に。

松島（信）委員

いや、今のことは、今のような説明でいいんですけども、圃場整備の前は一体いくらっていうことはわからないでしょうかということは、さっきの質問です。

宮地委員長

まだ、今の質問で済んだわけじゃないですね。

松島（信）委員

全然違います。

幹事（土地改良課）

すいません。圃場整備前はですね、水田は34.5haほどございまして、圃場整備しますと、農道とか水路に回る分が4haほどございましたので、その分水田をつぶしてといたしますか、地目の変換を行いまして29の水田を作り上げた。今の道路・水路、その分へ水田が回っているということでございます。

松島（信）委員

それで、そうすると35.4haが圃場整備後は29になったわけですね。そうすると、34.5の時は一体水はどうだったんですか。しょっちゅう湧水制限なり何なり、そういうことがあったので圃場整備したということになるんですか。

幹事（土地改良課）

これ、着工したのが昭和54年でございまして、その当時、水が足りていたかどうかという記録がちょっとないもんですから、ちょっと詳しいことはわからないんですが、圃場整備と同時にですね、水路もU字溝等で整備しまして、以前の土水路から水路を整備して漏水やなんかもなくしたりして、有効に使えるように、用水と排水を同じ一本の水路でやります。反復利用するというような計画でやります。圃場整備前の水の量の範囲の中で圃場整備後も使えるような水路の配置ですとか、そういった計画を立てて実施したものでございます。

松島（信）委員

用水と排水を1本にしたっていうのはそういう理由なんですか。現地の方はそれを盛んに文句言ってたんで。こんな圃場整備はおかしいとかって。そういう理由でしたか。

宮地委員長

駒沢の話っていうのは、もう何回も何回も議論をしております、ちょっと空回ってた面もある、正直言うとあるんですけども、どうでしょう、何か他にご意見があるかどうか。

松島（信）委員

いずれにしても、ダムが凍結されれば、水道水の確保とかかんがい用水の対策案とか、そういうものが現状のまま動きませんね。それは、答申案にということになると、どう選択したらいいか、大きな問題じゃないかなと思っているんですけどね。

五十嵐委員

それだからやれって答申すればいいじゃないですか。ダムを凍結するとかかわりなく、ダムは凍結と。しかし、用水については水道用水と農業用水についてこう理由でこれだけのことやりなさいと。書けばいいんじゃないですか。

松島（信）委員

なるほどね。

五十嵐委員

それをどうこなすかは県の問題でしょ。それで何でまずいんでしょうか。

松島（信）委員

つまり、農業用水の問題は別としまして、水道用水については、その場合まだダムがどうなるかっていうことはわかりませんので。

五十嵐委員

限りなくダムは消滅に近いって書いちゃえばいいじゃないですか。だって、そうなんだから。

宮地委員長

五十嵐委員、ちょっと議論が先に入っていると私は思いますんですが。本当、今の話、治水に関してはこうだ、それから水道水に対してはこうだ、農業用水に対してはこんな可能性もあると、いろいろ話がされてきたわけです。それをまとめて、それじゃあ、どういうふうな方向に持っていくか。これはやっぱりいろいろ、突然そう書いちゃえばいいと言われても、書く方はたいがい大変困るわけですが。

五十嵐委員

いや、凍結っていう概念使うと、ここは絶対動かないと。これパラレルな構造になるのかしら。ダムについては見直し期間があるのでその期間中は凍結だと書いた時に、だから当然のことだけれど、ダムなし案前提した水道やその農業用水っていうのは進まないというふうになるのかどうかですよ。ダムできるまでの間困ったら、それは何かやるっていうのは当たり前だから、そうやりなさいって言えばいいじゃないですか。

宮地委員長

ですから、どうでしょう。私、その議論は当然しなきゃいかん。今日できればそれをやっとならば答えを書く方向は出るわけですけども、ちょっと休憩しませんか、どうでしょう。というのはつまり、議論は出尽くしてるような感じが私は持つわけです。ただし、いろいろ組み合わせますと難しい問題があるから少しほぐした方がいいと思って。

それで今、3時7分ぐらい前ですが、角間の方はとにかくあれで終わっておりますから、駒沢の方にやっぱり集中した方がいい。それで、ちょっと5時までには絶対終わりますけど

も、時間を取って3時15分ぐらいまで休んだらどうでしょうか。よろしゅうございますか。

大熊委員

早く終わる方がいいんですけどね。

宮地委員長

なるべく早く終わりますが、15分ぐらい。3時15分まで休憩にして、それでまた、ちょっと頭新しくして議論を進めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(休憩)

宮地委員長

それでは休憩前に引き続いて、駒沢川のご議論をいただきたいと思います。いろいろ意見が出てきたんですが、いかがでしょう。

松島(信)委員

土地改良の方へお願いしたんですが、圃場整備前は34.5haあって、圃場整備後は面積が減ったと。それで、その減った面積は数値の上では結構大きいわけですが、それは道路等でっていうことでよくわかるんです。それに必要とする農業用水の量はどのように計算されていたのかってということなんです。

幹事(土地改良課)

土地改良課でございますが、農業用水の計算の仕方、圃場整備前と圃場整備後、簡単にご説明しますと、取水量、毎秒の取水量は基本的に変えないというのが原則です。新たな水源開発は行えないということで、範囲内でということで計画しております。全体的な量ということになりますと、圃場整備前は不整形な田んぼで、機械化もあまり進んでないというようなことが考えられますので、当然、しろかきの期間が長く掛るというようなのが通常です。圃場整備しますと、コンバイン、田植え機、大型の機械が導入されて、圃場整備をきっかけにしろかきの日数が1週間とか10日とか短くなるのが通例でして、その期間に集中して水が使われるというようなパターンに通常はなります。圃場整備前と後と、圃場整備した後と比べますと、取水のパターンはしろかきに集中するということになるので、それで、全体的な量ではどうかということになりますと、しろかきの時にどれだけ消費されるかっていうのが大きなポイントになってきまして、取水可能な中でできるだけ効率的なしろかきを行っていくというような計画をします。年間の総取水量どうなるかっていうようなことは、ちょっと今、正確にはわかりませんので、取水パターンの変更ということのご説明させていただきました。

松島(信)委員

その今の説明だとちょっと疑問を感じるんです。水の量の問題じゃなくて。水の量は前と後、変わらないとするならば、能率的にやれば一気に水が必要ですよ。当然、水足りなくなっちゃうじゃないですか。

幹事(土地改良課)

水が足りなくなるんで、ある中でできるだけ期間を効率的にやるような日数を決めているという。効率的なっていうことになりますと、1日で27haしろをかけば効率的なんです。一時に3万m<sup>3</sup>、5万m<sup>3</sup>の水が必要なんで、1日1万m<sup>3</sup>ですか、その範囲内の中でしろをかくという計画です。たまたまこの場合ですと、ため池に36,000m<sup>3</sup>ございますので、多少はそういうところからしろかきの時に補給をして、足しながらしろをかいている

ってというのが計画です。

松島（信）委員

いずれにしても、今のご説明は納得はできないんだけど、説明としては何ら手落ちないわけですね。それで、どうしてそれじゃあ、しろかき前の方が当然、前から水がうんと足りなかったと。だから、圃場整備して漏水なんかをなるべく少なくして、有効に水を100%に近い利用できるようにするためにっていうんだったら話はわかるんだけど、何か今の説明だと、余計一気に水が必要になるように印象を受けるんですね。ですから、そのへんのところは、実際に耕作をしとる人たちとどういような了解があったっていうか、それでみんなが能率よくやればっていうことで一気にやっしまえば当然足りなくなっちゃいますよね。そのへんの県の方の方針と実際にそこを耕作しとる人たちの、何ていいますか、実情は本当にうまく調整取れてたんでしょうか。

幹事（土地改良課）

ちょっと答えに窮するんですが、基本的には土水路、整備前は土水路ですので、取水口から100取ると、田んぼへは60とか50ぐらいしか行きません。それがU字溝にしますと85行くっていう話になりますんで、そこで水を生み出すこともできます。それで限りのある水を使いながら、60の水で3週間掛かってた、それを85になるんで一気に機械化が進むと。そのある水の中でいろいろ工面しながらやっていると。54年の時とその60年で地元の皆さんとの話っていうのが、ちょっと20年近く前になりますので、ちょっとわかりかねる部分なんです。

松島（信）委員

それで、圃場整備前の、圃場整備に取りかかるに当たっては、当然計画をしなきゃならんから、圃場整備前の図面って当然あるんでしょね。

幹事（土地改良課）

これは辰野町の団体事業っていいですか、市町村への事業で全部書類が役場の方に行ってるもんですから。

松島（信）委員

そういうことは聞いておるんですけども。

幹事（土地改良課）

今、ちょっとあるかないかは、ちょっとわからないんですが。

松島（信）委員

その場合は、県の土地改良の方でっていうんじゃなくて、もう主体は辰野町だからっていう意味で、辰野町が一切保存しとるということですか。

幹事（土地改良課）

そういうことです。

松島（信）委員

辰野町に聞いていただくっていうことはいかがなもんですか。

幹事（土地改良課）

それは、やります。

松島（信）委員

聞いて、探して欲しいなとは思いますが、そのへんがよく納得できないところがあるんですが。当然、前の水がうんと不足しとるからって言って、今言ったような圃場整備やったところまでは、たぶんそうかなと思うんですが、そうした時に、やってもなおかつ圃場整備後も水が相変わらずしろかきの時は足りないじゃないかと。じゃあ、これは一体どうしてくれるというような、町が主体となる事業だったら、当然、町と耕作者とが、大きな議論になるんじゃないかなと思うんですが。だから、一体、圃場整備後にダム計画が起こったと言うんですが、その圃場整備というものとダム計画は担当の県の部署が違うんだろうけれども、地元にとっては、受益者にとっては同一の受益者なものですから、それがどう関連するかってことを一番知りたいんですよ。

宮地委員長

どうですか。要するに、圃場整備をしても、なお足りないといえるのか、圃場整備をする時に、要するに水がどれだけ、何とか賄えると思ってやったのかっていうことでしょうか。今のお話は。

松島（信）委員

ええ、そういうことです。

幹事（土地改良課）

圃場整備の目的というのが、水を生み出したり、開発したりということではなくてですね、不成形な田んぼを四角くするということによって機械化を進める、あるいは水、道路を造っての作業を省力化するというような目的で導入されたものだというふうに。

松島（信）委員

辰野町主体の団体圃場整備事業と書いてあるんですが、その発端は、JRの塩嶺トンネルによって、その影響を受けて、駒沢の方の水も前より少なくなっちゃったよと。だから圃場整備して、少ない水でも間に合うようにするよとというような事業だと、そういうように辰野の方の説明は広報で流れているんですよ。だから、当然、水というものが、その当時私は外から新聞等で見たんですけども、その時は井戸水だけの問題だと思っておったんですよ。そうしたら井戸水だけでなく、農業用水も基本的に塩嶺トンネルによって水がおかしくなっちゃったと、というのが一つのきっかけだ、圃場整備の目的だと。こういうように広報では報道されておるんですが、

幹事（土地改良課）

すいません。そのへんのいきさつがよく把握してないものですから、少しお時間をいただいて調べてみます。

松島（信）委員

そうですね。それは当然かと思うんですが。

宮地委員長

確かに、圃場整備というのは水を取るためではないんですが、水が絶対足りなかったら圃場整備もやらないだろうっていうのが素人の感じなんですけどね。だから、ある時はやっぱり足りるといって圃場整備したんだろうと、そういう感じのことを、今、松島（信）委員がおっしゃってるんだと思います。そのへん、まあ昔のことですからわからないかもしれませんが、また聞かせていただくとして。

松岡委員

直接関係ないけど、よろしいんですかね。

田舎に住んでるもんで、そのへんがですね、用水の上流の方にいる、要するに堰元の方の村とですね、堰の末端の方の村じゃまったく感覚が違いましてですね、今、土側溝という話がありましたが、堰元の方の村は水はあるわけですよ。末端へいくと漏水とかそういうので、いつ来ても途中で抜かれちゃったりとか漏水があったりで、それはもうどこかで水があるとかないとかってというのはだいぶ違うと思います。それから、今、塩嶺でっていうお話があって、じゃあ辰野は塩嶺でだったのかなと。私の実感としては、昭和40年代の終わりごろから50年代の半ばにかけてですね、そこらじゅうで圃場整備事業っていうのはやられてて、私のほうの村も48年ころから54、5年ですか、に掛けてやられてて、そのころに全部三面コンクリになってたか土手になって大きくなって、要するに、産業構造がどんどん変わってくるという時と、それから村にそういう、何ていうんですか、働き手の問題、それから今の機械化しなきゃいけないという問題、それと深くかかわっていたので、水を生み出すというのと違った部分のたぶん原因っていうんでしょうかね、そういう圃場整備を進めるものが、いろんなところの配慮もあつたんじゃないかと、そういうふうには思います。ですから、水だけでということはないかなと思うんですが。全体でやられてたような気がするんですが、40年代の終わりごろから50年代半ばにかけて。

松島（信）委員

私の言いたいことは、今、土地改良の方からのお話はそのとおりだと思うんですけども、実際辰野町の状況からすると、塩嶺トンネルで地下水が枯渇したというのは、全然あれは北小野地区の問題であって、駒沢地区の問題じゃないんですよ。でも、それをそういうかたちで圃場整備まで持ってっちゃっているという、そういう流れがあったと想像できます。そうしますと、これは、私の推測でして、そんなにどうっていうわけじゃないんですけども、駒沢ダムという問題が見え隠れしとる中で、塩嶺トンネルというものが圃場整備の方の一つの理由になっちゃってると。塩嶺トンネルで駒沢の流域の水が少なくなってしまうなんていう、これはまったくあり得ないことなんで。そういうレポートも辰野町とか、コンサルの方から出てるんですよ。

宮地委員長

そうですか。塩嶺掘って足りなくなったから、井戸を掘らしたっていうことは、駒沢行った時言っていましたね。駒沢自身が。それは言っておりましたけども。北小野はそれでやったと。

松島（信）委員

北小野地区の問題なんですよ。

宮地委員長

北小野はそれでやったと。それで、こっちの小野の方もそれをやってもらったということは両方言っておりましたね。

松島（信）委員

それは、下町水源ですよ。

宮地委員長

それが枯れちゃったんですか。



松島（信）委員  
枯れてはいない。

宮地委員長  
枯れてはいないんですね。

松島（信）委員  
それがヒ素が出るって。

宮地委員長  
それは、下町のこっちの、出口の方ですね。ああ、そうですか。はい。だからあれは、北小野からずっとつながっているから、わりに出やすいんですね、水が。小野川に添って下の方になるわけですね。

松島（信）委員  
でもそれは塩嶺とは関係ないと思います。

宮地委員長  
関係ないですか。そうですか。

大熊委員  
先ほど、今の耕地面積が27haだと言っておりましたけれども、これで、今減反もあると思いますけれども、作付け面積っていうのは水田の場合いくぐらい今あるんですか、ここは。

幹事（土地改良課）  
14年度ですと、転作率で45%という地域でございますので、27っていうか、半分。半分ぐらいになっているということです。

大熊委員  
わかりました。ということは、確かにしろかき期が短期間になって、たぶん連休あたりで田植えする、みたいなことで、水が必要になってきているんだろうと思いますけども、それであっても、作付面積が減ってくれば、それも構造改善されて水路がきちんとなってきていれば、昔ほど水がいらないというふうに理解してもいいんですね。

幹事（土地改良課）  
逆に言いますと、水がないんで4割減反のところを45、45余るようなものになっているというのが実情というふうに聞いておりました。

大熊委員  
わかりました。だけど、正直言って、日本の水田面積がピークだった時から見ると、今はもう半分なんですよ。現実に田植えしてるのは。それで、昔と同じだけ水があるってずっと言い続けているっていうところは、やはり、ちょっとぼくはもう説得力がないというふうには思ってますけどもね。これは一般論です。今のお話もわかりました。

宮地委員長  
はい、その他いかがでございましょうか。

松島（信）委員

だから、今の農業用水の問題で、新しい提案なんですけれども、これは土地改良の仕事としてですね、そんなにしろかき期の時に足りないんだったら、3本の農業用水は両小野小学校のところで1本に集まりますね。あれをポンプアップしたら、それを土地改良区でやっていただいたらいいんじゃないですか。また元へ戻せば、またそれを使えるんだから。お金も一番安いと思いますが。

幹事（土地改良課）

確かに、ポンプを使ってバックさせれば、水は循環されて、反復利用されて使えると思いますが、コスト的な、非常に高い用水になりますので、それを地元がまた払えるか、維持できるかというような問題にもなってくるかと思えます。それから一番問題なのは、しろかき期には雪解けの水、それから5月でまだ、まだまだため池にも水があって、しろかきの時期には不足するというようなことはないと思います。一番必要とされるのが、4月下旬から8月に掛けての、そこに必要な水がないということで作付けができないというのが現況だと思います。

松島（信）委員

だから、出穂期の時だけポンプアップすればいいんであって。

幹事（土地改良課）

ですから、平成6年とか7年の湯水の時には、ポンプを何台も据えまして、一番末端からもう一回掛け直してやるとか、そういうことをやりながら、平成6年等の湯水の時は乗り切ったというのが現況です。

松島（信）委員

それを、もう少し工夫すればいいんじゃないかなという提案なんですけどね。確かに、しろかき期は今言われたとおりだと思うんですけども。

宮地委員長

はい、その他いかがでございましょう。

松島（信）委員

提案なんですけれども、だから、今私の言ったことも一つの案として、じゃあその程度の施設だったらどの程度のお金が掛るといってもやらないと、答申する時に使えるか使えないかっていうことの評価にならないんじゃないかなと思うんですけど。

宮地委員長

そうですね。それはどうですか。すぐに大体勘定できますか。どの程度、循環させるから。

幹事（土地改良課）

町と相談しながら、施設規模、それから事業費はじくような方向で検討いたします。

宮地委員長

そうですね。それも、どのくらいになるかわかりませんが、一つの考え方ではある。農業用水の問題での。

どうでしょう、他にいろいろご意見ございますかね。もし、それほど新しい意見が出ないのならば、このへんでこの駒沢の全体についての考え方を少しまとめたほうがいいと私は思

うんでございますけども、どうでしょうか。

(結構です)(お願いします)

宮地委員長

それでどうにも私、実はあんまり深く思っているわけじゃございませんが。要するに、ちょっと今日の議論でわりにはっきりしたことは、治水に関して、例の問題であった集水域に関しては県の方が見直しをするというようなことははっきりおっしゃったと、私は理解しております。それが、結局は高水の問題にもいくでしょうし、それから、河道改修の実際の工事の内容にも影響を及ぼすと思いますが、そういう意味で、治水に関しては一つのはっきりした集水域の見直しということが出ましたので、それは、そういう方向でぜひやって欲しい。そういう方向でこの治水の問題は考えていく。そうすれば、率直に言って、高水は5 2m<sup>3</sup>/sより下がる可能性が高いだろう。そうすると費用の問題もかなり軽減できる。いずれにしても、そういう意味で河道改修、今までより楽になるわけですから、その見直しをぜひやっていただきたい。これが一つあったと私は思っておりますが。もう一つは、利水の方に関してはですね、本当はやっぱり飲料水と農業用水と分かれているんです。ダムの方にはいろんな考え方ございますが、代替え案で申しますと、飲料水の方については井戸についてやると。それはサクセンなんかの報告なんかでも200m<sup>3</sup>×2本ということで見当がつくだろうと、こういうご意見だったと私は思っております。それから農業用水については、細洞の拡張の話がございました。それともう一つ、ただ今出ました、水の要するに回収でしょうか。ポンプアップしてという話も出ましたが、要するに、あんまりはっきりしないのは、農業用水はこれで足りているか足りないのかっていうこと、実態がちょっとわからないところが問題のような感じがしております。それでさっき伺ったところでは、細洞の改修というのは、2.6万m<sup>3</sup>たまっておれば、率直に言って、10日間ぐらいの湯水は空になっても何とかなると。実際、今まで10%取水でも細洞ため池、空になったわけじゃないと私は思うんですが。そういう方向が一つあるのと、ポンプアップという可能性も探せと。こんなことでございます。

そういうことを総合してですね、非常にダムを造るという方は非常にはっきりした計画があるわけではございますが、ここで駒沢の答申をどういう方向でまとめるか。治水については見直ししていただけるということでございますので、それはぜひやって欲しいし、その実際の数値が確定するには時間も掛かるということですから、それまでは、とにかく治水の方は動かないだろうという感じを持っておりますが。それで問題は、それはじゃあダムやめるのか、ダムに戻るのかと言われると、ちょっとせっぱ詰まっちゃうんですが。その間の飲料水とか農業用水はどうしておくか。これをちょっと、どういうふうに考えたらいいのか。井戸に関しては、やっぱり水源を探すということは早速やらなきゃいけない問題でございましょうね、これは。ただしその時に、部会長がご心配になってるように、それじゃあ県の補助は20%か、50%かという話がございますけども。それから農業用水の方はどういうふうに考えたらいいですかね。何を。はい。

高田委員

一つだけちょっとお聞きしたいんですけど、この平成6年の時には、細洞は空で、駒沢の維持水量というのはちゃんとあったんですか。

幹事(土地改良課)

細洞ため池っていうのは、容量的に温めるためのため池、温水ため池というような性格も持ってまして、容量的には非常に小さいものです。平成6年の時にも、もう空になりまして、最近ですと平成13年、一昨年の時も10%っていうようなことで、もうほとんど取れなかったというようなのが現況でございます。

宮地委員長

平成13年も10%取水制限になった。

幹事（土地改良課）

細洞ため池自体に容量の10%、すなわち3,000m<sup>3</sup>ぐらいしかもう残ってなくて、もう取れなかったというような状況は一昨年も生じております。

高田委員

駒沢川には水は一応ちゃんと流れてた。

幹事（土地改良課）

すいません。ちょっと平成6年の時の河川流況、ちょっと土地改良課の方ではわかりませんで、また、河川課の方でお願いしたいと思います。

宮地委員長

河川課の方で平成13年の駒沢の流況おわかりですか。パッと聞いてもわからんかな。

幹事（伊那建設事務所）

伊那建設事務所ですけども、駒沢川の流量観測、平成9年からしております、すいません、平成6年ですので、それ以前のことで、ちょっと状況わかりません。

宮地委員長

13年はどうですか、今の。

幹事（伊那建設事務所）

すいません、ちょっと手元にデータないんで、ちょっと帰らないとわかりません。申し訳ないです。13年のは、この前お出しした資料をちょっと見ていただければ。

高田委員

13年あります。

宮地委員長

駒沢のね。

宮地委員長

これでいいわけですか。ああそうですか。

高田委員

確かに減ってる7月の末から9月ごろまで非常に少ないことは間違いないです。

宮地委員長

13年は、わりに足りんのですね。

高田委員

これで見たら、維持水量は確保されてるところでしょうか。

宮地委員長

維持水量は確保されているんですね。維持流量は。なるほど。今の質問、高田委員、この

表でよろしゅうございますか。

高田委員

はい。結構です。

宮地委員長

さて、いかがでございましょう。どういう方向でまとめていったら。どうぞ。

松島（貞）委員

部会報告に、ダム案の中にも「小規模ダム」っていう言葉が1、2カ所出てくるんですが、利水専用堰っていうか、利水だけのダムっていうような話でもいいんじゃないかっていうように思うんですが、それはどういう状況だったのでしょうか。

藤原委員

部会の中で、治水上の問題がないということになった時に、利水ダムっていう話が出た時に、利水ダムだと負担が全部になるのということで、特別委員の中に辰野の町長がいて、利水ダムという話はしないで欲しいというふうなことになりました。ですから、利水ダムという話はありませんが、しかし規模を小さくした方がいいんじゃないかというのは、それ以外の複数の方から出てます。

宮地委員長

なるほど。規模を小さくしても、金はあまり変わりませんよね、きっと。

藤原委員

環境の問題がいろいろと言われているものですから。

宮地委員長

そういう意味ね。

藤原委員

それじゃあ、もう少し小さくてもいいということで、お金のことは変わらないということは大体わかってるようです。

宮地委員長

そうですね。率直に申し上げまして、この駒沢はダム案でございますので、それに対して、率直に言って、委員会の中ではダムでなくてはいいんだという議論はほとんどなかったというふうに思いますが、どういうふうに考えていったらいいでしょう、まとめ方を。何か、五十嵐委員は補償という話も出てまいりましたし。

松島（信）委員

さっき私が、ダムが高水の見直しの問題で、しばらくは凍結だということになると、今の利水問題が進められなくなる、特に補助の問題。地下水、井戸掘りの問題です。そうしたら、五十嵐委員が、「いや、それは県が判断することだから、もうそれでダムなしでいけばいいんじゃない」という、そういう意見を言われたんですけども、本当にその事がうまい具合にいくかどうかわからないので、ですから、もう少しはっきりさせたい。本当に地元の、地元っていても、小野地区の駒沢地区って言って、大変小さい人口の地域なものですから、どうしても感情論しか部会で議論ができなくて建設的にはいかなかったんですけども、そういう地元のことを考えた時に、一番いい方法っていうものを、検討委員会が、たとえ地元

とは違う結論であっても持っていかないとよくはないんじゃないかなってというのが私の思いなんですけれども。

五十嵐委員

だから、中身は何なんですか。地元の切実な思いっていうのは。飲み水、農業用水、それとも治水。

松島（信）委員

一番の多くの人が出したのは、飲み水だ。飲み水が、今の飲み水じゃもうだめだと。それは多く出ました。

五十嵐委員

仮に飲み水に、飲料水に絞って言いますと、今の疑念は、ダムがある以上、ダムという計画がある以上ですよ、県の方は800万円出さないんじゃないかと、こういう話なんでしょ。

松島（信）委員

そうです。

五十嵐委員

しかし、本当はダムないんですよ、たぶん。つまり県がもたもたしてるんだから延びてるんだから、それは県の責任だから、ダムなしの時と同じように800万を出せって言えばいいんですよ。県が悪いだけじゃないですか。それはおかしいんですか。何か。

松島（信）委員

いや、おかしいとかそういう問題じゃなくて、それが地元のために一番役立つだったらそれがいいと思いますけどね。

五十嵐委員

地元が一番の切実な要求が飲料水だって言うんでしょう。ここで考えられる代替案は井戸だと。井戸は掘削可能だと言ってるんでしょう。

松島（信）委員

ええ。

五十嵐委員

お金を誰が出すかちゅうだけじゃないですか。

松島（信）委員

そうです。

五十嵐委員

だから、それは、どう県と市町村が負担するかはちょっと別にして、ダムがないものと思って出さないということ、こちら答申すればいいじゃないですか。まず理由は、ダムの基礎がはっきりしないのは県の責任だからです。これ、こちらが何かもたもたしてるとか、地元の問題があってダムができるかどうかわかんないっていうのじゃないんです。ひとえに県だけの問題なんです。だからこちらの答申として、ダムはないものと同じように取り扱えというふうにやったらいいんじゃないですかって言うてるわけ。

松島（信）委員

それが検討委員会の多くの皆さんの意見で、それが一番地元のためにはいい方向だということになれば、それでいいと思いますけどね。

五十嵐委員

じゃあ、県の方に、幹事会の方に聞きたいんですけど、こういう場合には他の方については、みんな前向きに対応しますというふうになってんですけども、この件に限って言うと、出さない、そういう論理はあるんですか。

幹事（食品環境水道課）

水道係小松ですが、一応、今の段階では対象になるというふうに考えてもらって結構だと思います。

宮地委員長

対象になるんですか。今の。

幹事（食品環境水道課）

なと思います。

宮地委員長

そうですか。井戸水に関しては。

幹事（食品環境水道課）

駒沢のこの問題ですね。

五十嵐委員

だから、要するにダムなしじゃないから、井戸水の補助しないってことじゃないって言っているわけですよ。

松島（信）委員

はい、よくわかりました。

五十嵐委員

何の問題もないです。

松島（信）委員

それはいいですね。ぜひ水源調査をやって、新しい井戸水の問題を考えることをまず答申の第一に。

宮地委員長

それはそうですね。今の話は、要するに井戸水、それは藤原部会長、ちょっと前にね、ちょっと念を押されたんですが、そのところは、そういう可能性があるっていうんなら、やっぱりそういうふうを考えるというのが一つの井戸に対する支援になりますね。

藤原委員

はい。部会報告は確かにダム案なんですけど、今、県のいろいろな流域面積の問題やなんかで見直しをするということになりますと、このダム案はやはり凍結というかたちになると思うんです。それがはっきりするまでは。とすると、それまでの間に、利水の問題についてま

まったく放置されるというのは地元にとって非常にマイナスだろうと思いますから、これはダム案、ダムなし案ということではなくて、利水の問題については、この委員会でですね、ダムなし案と同じように補助を、助成を考えて欲しいというのを、報告書、答申の中に入れていただくと。とすれば、水源の調査の場合にも50%、それから水道施設についても20%という補助が受けられるか、助成が受けられるということになりますので、そういうようなかたちの答申、ちょっと先走りすぎてますが、答申をすればですね、利水の問題はある程度地元の意向は受け入れというかたちになってくるだろうと思います。

宮地委員長

なるほど。わかりました。竹内委員どうぞ。

竹内委員

ちょっと途中で失礼しますので、最後に申し上げておきますが。

利水で問題はもう一つ、農業用水の問題がございまして、この間の今の経過お話ししてましても、近年でも取水制限をして苦労されている姿というのはあるということで、その事実は受け止めなきゃならない。部会の報告のを見てましても、委員長さんのところで策定いただいた対策案比較表によると、部会での確認事項の中に、「農業用水は恒常的な水不足があるため、その対策は必要である」ということで、部会での確認がされてる中身になってるわけです。将来的にどうか、あるいは水のいわゆる需要がどのくらいという試算的な問題別にして、この事実は受け止めなきゃならないということで、先ほど来お話出てます、細洞ため池のいわゆる拡幅について、あるいは拡幅だけではなくて、既に改修というか、そういう話も出ているわけですけども、これについては、この部会での確認事項の中に、地震の対策なども考慮をしながら、「今後詳細な調査が必要であり、調査結果により拡幅可能か検討が必要がある」ということになっているわけです。したがって、例えばダムの凍結とか、棚上げとか、とりあえず、当面調査結果出るまでという間においては、少なくとも拡幅が可能かどうかという調査はしなければならぬだろうと。ため池については、したがって、県の補助する利水の補助、いわゆる50%、調査、どの部分になるかどうか、水源ということで今まで論議しているわけですけども、その部分についても当然、解釈ができるのかどうかということもこれは詰めておかなきゃならない課題だと思いますし、答申を出すにつけてもですね、こういうことは少し踏み込んで、早急に調査なら調査を行うとか、そういうことまで含めてやるべきだろうというふうに私思います。ですから、そのへんどうですか、そのへんは対象になるんでしょうか。ため池の例えば調査、拡幅可能かということについて。

幹事（食品環境水道課）

はい。食品環境水道課です。細洞ため池の拡幅という、その目的が一番の問題でして、それが結局、水道水源としてのものなのかというものが一番問題になってきますので、ただ利水ということで、県の支援の補助対象の対象になっていくかっていうのはちょっと難しいと思われる。

宮地委員長

要するに、どうでしょう、竹内委員。これ農業用水だからでしょう。井戸水じゃない、飲み水じゃないってことだね。ですから、そのへんはちょっと分けた方がいいと思ってます。

竹内委員

そのへんの解釈はあると思うんですが、ただ部会の報告自体がダムという結論に基づいて、しかも事実経過として、小野地区における農業用水の現状は、湯水期がこれだけあって、平成12年にも先ほどのお話があったという経過を考えると、極めて、例えば5年なら5年の



間にやるといっても、例えば放置しとけるのかどうかという問題もあるわけです。だから、そこはある程度配慮したのも出していかないと、かなり地元ですか、部会長さん。地元の対応とすれば極めて凍結とか、そういう調査結果見るとしても、大変な要素が、私出てくるんじゃないかと思うんです。報告がダム案になってますから。

宮地委員長

そうですね。今、そういうことを考えたらどうかと言っとるんですね。

竹内委員

他に農業用水っていうのはあんまりないものですかね。ここだけの話であると。

宮地委員長

率直に申しまして、飲料水の方は、先ほどのように、やっぱり直接の話で足りないことも事実のようですから、これは井戸を掘るということを書けると私は思います。問題は農業用水の方でして、3億3,000万といかない。これが、いろいろかなりマキシマムを見込んでいるというようなご意見もあるように承りますけども、ここのところをどう考えるか。やっぱりそういう方向でも、やっぱり細洞のため池のことをもう少しやってみないかと、そういう方向でものを考えるか、あるいは、もうちょっとペンディングして調べるということにするのか、どうかと思うんですが。つまり、私申しておりますのは、何か本当に究極的な答えがまだ今の段階で確定してないにしても、例えば、こんな方向でものを考えたらどうなるかなと、それでたたき台を作ってみるといようなことがあり得ればですね、それをやってみるといことはあると思っておりますが、もうちょっと議論がいるもんなんでしょうか。そのへんちょっとクリティカルなところです。先ほどから、ダムは凍結だと簡単に言っておりますけども、そのへんの書き方も含めましてね、いろいろな、実際に集水面積もはっきりしない段階だったら、それが止まるのが自然なんですけど、その時に飲料水は井戸を掘れと言うし、農業用水を細洞で一応やっておくということを前提にした考え方にするかどうかだと思うんですね。

大熊委員

ちょっと質問ですけども、細洞の地震対策はもう必ずやることになっているんですか。それとも今までの議論だと、ダムができれば、もう細洞はやめちゃうという、そういう考え方なんですか。

藤原委員

細洞の地震対策としての1億1,000万っていうのは、やる方向ではきているようですが、しかし順番があつてですね、順々にやってきてるようなんです。ですから、これがいつになるかということについてはまだわからない。たぶん土地改良の、そうですね。という話だったと思うんです。

大熊委員

じゃあ、いずれはやる。

藤原委員

いずれはやらざるを得ないということになってます。それからもう一つ。これは井戸を一応400m<sup>3</sup>分掘るんですが、簡易水道の場合には安全率は50%ぐらいみられるらしいんですね。ですから、最大800m<sup>3</sup>ぐらいが可能になるような井戸を準備するということになるんです。そうすると、800m<sup>3</sup>っていうと、大体飲料水全部済んでしまうわけです。今取っている、湧水から711m<sup>3</sup>取っているんですけども、そのうちの2カ所は、たぶん第一水源っていう

ところは、駒沢川の砂防ダムのすぐ下のところの湧水ってなってるんです。ですから、要するに川の水を湧水とかたちで取っているんですけども、もし場合によっては、この生活用水が逆に農業用水に融通するというふうな可能性も具体的な話になってくるとあるかもしれないというふうに思っています。

宮地委員長

部会長、その話はここではあんまり出ていなかったんじゃないですか。ダムにしても、ダムなし案にしても、既存水源からは600m<sup>3</sup>飲料水を取ると。求めるという話を書いてございますね。それは、ぼくは共通していると思うんですよ。ダムを造ろうが、造るまいが。既存水源から600m<sup>3</sup>。それで、ダムの方は駒沢川で500m<sup>3</sup>を取る、ダムから。それから、ダムなしの方は新たな水源で400m<sup>3</sup>を取ると。これがぼくは部会の方針だと思っているんですが。だから飲み水を農業用水に。

藤原委員

部会の議論の中ではいろんな話が出てきたって言ってました。

宮地委員長

そうですね。はい。そうですね。どうでしょう、もうそろそろ4時に、もう皆さん4時にご用の方もあるんですが、まだ成立はしております。どうぞ。

高田委員

要するに、農業用水を少し補強すればいいということだと思うんですね。それで細洞が候補に挙がってるわけですけど、もう一つ大洞とかいうため池もあるし、これコストの問題だと思うんですね。耐震の方はかなり補助金が出ます。その容量増しは、自分でやらんといけないようなことになってるんですね。ですから、掘削して増やすというのがいいのか、嵩上げて増やすというのがいいのか、最適な、ため池造り、既存のため池の拡張、新しいため池造り、そういうことでちょっとコストの問題を詰めないと先に進めないんじゃないかなという気がするんです。

五十嵐委員

たぶん、農業用水一点にもう絞られているんですね、議論は。幾つも案が出てますよ。ため池がありますし、あるいは私の言った補償という意見もありますし、あるいはポンプアップという意見もあります。あるいは、その他の水源と。これ誰か整理していただいて、それをいくら掛かるか、どのくらいの時間でできるかというようなことを整理して、恐らく、それが全体の答申になるんじゃないですか。だって今話聞いている限りではすべて合理的だし、それから、ため池についてもそんなにお金掛かるのかどうかだって、厳密に言うとね、先ほどちょっと補助金の話なんかも出てましたけれども、3億何千万全部掛かるわけでもないってようなことがありますので、合理的に詰めていったらどうなるかということが見えて、それは誰かが負担しなきゃいけないわけですけども、それをどう負担するかについて、農業用水だから絶対にもう県はだめだと言うのかね、ダムなしの場合には、県が一定程度負担するといった前提があるわけだから、それはやっぱりここにも流用しろと言うのかです、それはもう答申のこちらの見解ということを出すということだめですか。

高田委員

ちょっと県の方でお聞きしたいんですが。例えば、細洞を掘削して容量を増やす場合に、底面にシートがいるということ聞いたんですけど、そういう岩盤への漏水するような地盤ですか。このへんは調査してみないとわかりませんが、最初からシートを前提にしたら、それはコストは相当掛かると思うんですけど。あそこの地盤としては松島（信）さん、どんなも

んですか、あの池の底の。堆積層ですか、岩盤ですか。

松島（信）委員

基本的には岩盤ですが、その岩盤が破碎帯の岩盤です。

高田委員

破碎帯で目がいっぱいあるということですか。あれ以上掘ったら、現状よりも漏水するということですか。

松島（信）委員

それはちょっと、私の判断では何とも言えないんですけども。

高田委員

はい、わかりました。

宮地委員長

部会長、大洞の話ってというのはほとんど部会でも問題になってない、話出ていませんね。

藤原委員

大洞ってというのは4,000m<sup>3</sup> なんですよね。それで。

宮地委員長

4,000m<sup>3</sup>、小さいですね。

藤原委員

4,000m<sup>3</sup> なんです。ですから、それともう一つは、大洞ができたのは明治期なんです。細洞が36,000m<sup>3</sup> で、これが昭和の18年ですか。それから高田さんおっしゃってたあれですが、細洞ため池の拡張工事ということで、土地改良課で計算してもらったんですが、拡張方法は池敷の掘下げで貯水量増量が26,000m<sup>3</sup>、ですから、今36,000m<sup>3</sup> ですから、拡張工事後の貯水量は62,000m<sup>3</sup> になります。実施工事として、池の底を地底掘削工が防水シート工というふうになってます。そして、その概算工事費が2億2,000万ということになってます。それから、先ほどの細洞ため池の補強工事については1億1,000万というふうになっていますが、そのうち国が50%、県が15%、地元が35%ということで、地元負担は3,850万円となってますから、先ほどの2億2,000万と約4,000万、2億6,000万。ですから、先ほどから3億3,000万というふうに言っておりましたけれども、実際は2億6,000万が上限というふうに思います。しかし。

宮地委員長

わかりました。どうでしょう、細洞の実際の工事についてどのくらいいるかという話もございませぬけども、それはとにかく、一応財政の方で試算したわけですよ、ある考え方のもとに。それが実際に工事でどのくらいいるかっていうのはね、わからんのですが、そこまで今詰めてしまわないと答え書けませんかね。どうしたらいいでしょう。つまり今日のような議論をまとめてみて、何かたたき台ができるかどうかということですね。実際まだ6月、3回ございませぬけども。もうお帰りですか。成り立ってはいるんですな、委員会は。五十嵐さんが帰っても。6月の6日を予定しておりますけども、そこまで話をまたもう一遍これやっていいかどうか。どうでしょう。

松島（貞）委員

委員長。飲料水の確保について、調査費も含めて、県の方でかなり内部で真剣に議論をしていただいて、あれだけの独自の支援策を考えてくれたんで、農業用水についても、やっぱり細洞ため池を中心に考えるっていうのは、やっぱり一番最も現実的な案だということに思っていて、食品環境水道課ではなくて、土地改良課もしくは農政課の方で、今竹内委員も言われた、調査だとか具体的な計画案は、県単独の、こういうふうにして県がやりますというようなものを、支援策の一環で、土地改良課なり農政課の方で考えて次回までにいかがですか、こういう支援ならできるっていうようなものをまとめていただくようなわけにはいきませんかね。

高田委員

それは大賛成ですが、この農業用水に対しては、ほとんどが受益者負担のかたちですね。それがやっぱり厳しいんじゃないか。それで私が聞いたのは、本当にそんだけお金が、コストがそんだけ掛かるかということと、それと、耐震補強のやり方だっているんなやり方があると思うんですね。だから、それで今出されている3億3,000万というのがたぶん最大値だろうとは思いますが。この数字見て受益者の皆さん、こんなだったら付き合えないと言われる可能性がある、それを心配してるんです。

大熊委員

その前に耐震補強の3,850万円も本当に出す気があるかどうかなんですけども、それは出す気があるんですか。すぐ来たら、来年工事やりますと言われたら、すぐそれは本当に動くんですか。

宮地委員長

県の出す耐震補強は1.1億、15%ですから1億6,000。

大熊委員

農民たち自身が出さなきゃなんないですからね。約4,000万円出さなきゃならないんですよ、受益者が。だから本当にすぐに工事が始まるかどうかですね。ちょっとさっきからそのへんが気になってるもんで。

高橋委員

それは恐らく出せない。

大熊委員

出せない。じゃあ、耐震補強できないっていうことですね。

高橋委員

私は思いますね。

松島(信)委員

そのお金のことでですけどね、小野簡水は独立採算性みたいなやり方でやっとな。で、辰野の簡水の中で、小野地区の簡水は最も水道料金が現在高いんです。しかも、ちょっと金額は忘れちゃけれども、例えば数千万円なりの、今、借金を抱えとるんです。借金の額わかりますか。

宮地委員長

現在。

松島（信）委員

現在の。これは食品環境水道課か。

宮地委員長

それは部会の中ではなかったです。どうぞ。

幹事（食品環境水道課）

ちょっと、今はわかりませんが。

松島（信）委員

とにかく、私聞いただけでは、これは大きい金額だなと思いました。それと、農業受益者プラスそれ以外の人も加わった簡水の人たちの借金だと思うんですけども。ですから、お金の負担はなかなかこれ厳しい。新たな負担っていうのは非常に厳しいってことは言えます。

大熊委員

耐震補強もできないくらいだったら、ましてや拡幅、拡大のお金はほとんど出ないと。かなり、県なりなんなりが、たとえ半分支援したとしたって、まだ1億円ぐらいあるわけですから、これはもうちょっと出ないっていうふうを考えなきゃいけないんじゃないですかね。

高田委員

ついでにお聞きしますけど、これ耐震補強ってどんな工法考えてはるんですか。お金の話になるんでちょっと詳しくお聞きしたいんですけど。

幹事（土地改良課）

前回の説明を繰り返させていただけますが、戦時中に造ったため池なもんですから、非常に堤体が薄い。今の阪神大震災後のため池の基準でいくと堤体が薄いということで、今の堤体のどのくらい強度持っているかというものもあるんですが、一応、盛土で補強を、補強盛土をします。

高田委員

表腹付けというか。

幹事（土地改良課）

堤体がもつということであれば、段切りをして表に補強盛土をして堤体を膨らませるというようなことを考えております。

高田委員

上流側ですか、下流側も。

幹事（土地改良課）

両方。両側ということですね。それから、阪神大震災後にですね、緊急放流口をつけなさいというようなことで、1日、2日で全部ため池の水をはらいなさいというようなことになっておりますので、そのお金も入っているということです。

宮地委員長

はい。お金がどれだけいるかっていうのはちょっとわからんところがございまして、やっぱり利水の問題で一番ポイントは農業用水の、この負担に耐えられるか。現に水道の方だけでもとにかく、小野の地区は6,500万いるわけですよ。それにプラスこの農業用

水の方の金になる。だから、それが例えば地震対策が3,850万で、細洞の改修の方が2億2,000万だとしても、2億6,000万っていうのがまた増える。これはやっぱり大変な問題であろうと。そういうことになると、どうですか。今日はそのへんやっぱりペンディングになるんですかね。あとしかし何を調べてもらったらいいんでしょう。はい。

植木委員

そうやってきますと、農業利水では、利水関係では地元の負担のことを考えるとなかなかできないってことになるんですよ、基本的には。いろんな施設うんぬんで。ですから、そうやってくるとやむを得ず、やはり非常につらい話かもしれないけれども、ある程度やはり湧水時期の補償みたいのをですね、考えていかざるを得ないんじゃないですかね。

宮地委員長

五十嵐さんの話ではね。

植木委員

そうでなければですね、ものを造ってうんぬんはもう今の話ではもう座礁ですよ。乗り上げちゃいますよ。地元も払えないって言うんですから。もしもの時のための案を考えて、それに対する補償をどうするかっていうことで、地元の人たちに納得してもらえないんじゃないだろうかというような、これも一つの案として私は考えておいた方がいいんじゃないかっていうふうに思いますけどもね。

大熊委員

その点、補償するしかないよね。

宮地委員長

上川の方でおっしゃったのと同じ趣旨ですね。それで、全部いくかどうかわからない。もう一つそこにもし足すとすればですね、例えば、農業用水については県は支援が難しいと言っているけども、そこをもう少し考えろとか、そういう話があり得るのかどうかわかりませんが、そういうことを委員会として言うっていうことは考えてもいいんじゃないか、そういう気はいたしますけども。いかがでしょう。

松島(貞)委員

部会報告にあるとおり、詳細な調査が必要であり、拡張可能であるか検討する必要があるってことなんで、ここまでは県が責任持ってやるっていうようなことで、それから後のお話は、払えないであろうということを勝手にわれわれが言ってるだけで、地元の皆さんに聞いて、そんな失礼なって言われたら本当にいけない話なんで、調査は、この報告にあるような調査は、利水支援で県がやるっていうような、調査費の支援策は担当課の方でひとつ水道と同じように考えていただければ、後の結果についての負担の問題とか、可能かどうか、設計とかこうしたらっていうようなことは、後の要するに、答申後の課題として検討してもらったらいいじゃないのかと思うんですが。

宮地委員長

そうですね。どうも今までのご議論は、そういういろんな配慮をするということをいろいろ書いて、そういう方向で考えてみたらとおっしゃってるように私は思うんですがね。あまり、ちょっとあまりはつきりしませんので申し訳ないんですが。いずれにしても、今でもまだわからんことがたくさんある。しかし、要するに農業用水で金の問題が一番深刻だということは皆さん共通にご理解を得てる。そののどこを何とかしてやる手はないかということ。それからまだ確定した話じゃないからいろんな調査も必要だよと。まず、暫定的にこういう

ことをやっつけというのが一つの筋になるだろうと、こういうお考えのようですが。ダムを造って全部が解決するというのとは、ちょっとほど遠いことになりますけども、今までの委員会の中の議論はそういう方向ではないかと、こんな思います。

いかがいたしましょう。実際いろんなデータを聞きましてもね、やっぱり県の方もある程度の勘定をするには具体的な話があって、細洞の話でも、どういう工事をやるんだと言われても、私は実はよくわからんです。どのくらいやれば十分かということも、地層の問題も松島委員からご指摘のようにあったように思いますけどもね。やっぱり、これからかなり調査が、この計画に対してはかなり調査が必要だということは治水の話も含めまして出てきてる。

どうしましょう、何かこう議論をね、問題がはっきりするように、ちょっとまとめてみるってことはあったほうがいいですかね。実は駒沢の話はもう前から繰り返しておりました、実は前回は、後からマスコミの人に「駒沢の話は今日は進んだんですか」って聞かれて、ちょっと私は「進んだと思います」って言うておいたんですが。結論を急ぐということではなくて、議論の透明性を得るためにはどっかでまとめた方がいいんですかね。どうでしょう。藤原部会長。

藤原委員

随分議論、同じようなことばかり、ここで繰り返し、繰り返しされてるような気がするんでね、ですから、ある程度まとめて、それを皆さん方に議論していただいた方がいいんじゃないかと思えます。

宮地委員長

実は黒沢の時もね、そういうふうな傾向がございましたんですが、そこでやっぱり書いてみて、ここんとは強調するとか、そういう考え方がだんだん、それを読んでみると出てくるとことはやっぱりあり得るんじゃないかと思ってるんですが。

高田委員

今日話された内容で、答申の素材は全部提供されてると思うんですね。だから、それで書いてみて、クリアできないところがあったら、そこへ集中する。文章の上で一遍やった方がいいような気がしますね。

宮地委員長

どうでしょうか。

高橋委員

いいじゃないですか。

宮地委員長

決して、方向が最終的に固まったとは申しませんが、やっぱり議論の途中の段階で、今日の出た議論をよくまとめてみて、それをたたき台にして考えていくと。そのたたき台をひとつまとめていったらどうかということになるんですが、どうでしょうか。

高田委員

その方が必要などに議論を集中できていいと思います。

宮地委員長

もし、その上でまた繰り返されても、今度はまた進んでいくじゃないかと私は思うんですがね。よろしゅうございますか。

(了解)

宮地委員長

それでは、それをまとめるに当たっては、起草委員っていうのもなんですが、そこまでいかんかかもしれませんが、やっぱり前と同じようなかたちで、部会長とか部会に属しておられた委員の方に主になっていただいて、私ももちろん加わりますけれども、そこで何かたたき台を作ってみる、そういう方向で考えたいと思いますが、いかがでしょう。

(はい、結構です。)

宮地委員長

そういたしますと、実は駒沢の起草委員は藤原部会長がおられて、これが森林です。それから高橋委員が利水の方でございます。それから松岡委員が高水の方です。それから松島信幸委員が地質の方で、宮澤委員に財政、宮澤委員あんまり出てこられないんで、財政の方で何か、誰かに、五十嵐さんを引き込めば。

植木委員

いや、宮澤さんにやってもらえばいいんじゃないですか。別に。

宮地委員長

宮澤さんにやっぱりお願いしましょうね。わざわざ外すことはない。それでとにかく、やっぱりポイントはひとつ部会長と、この部会長代理はどなたですか。

藤原委員

松岡さん。

宮地委員長

私もお相談いたしますけども、まず、やっぱり何か書いてみんとどうにもならんから、一応、素材でやあっと書いてみていただけませんか。じゃあ、そういうことで、駒沢に関する議論は今日はこれで打ち切りたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(はい)

藤原委員

一応、取りまとめをするためのね、利水の問題は高橋さんから、それから治水の問題は松岡さんっていうふうだね、そういうふうの部分的に私のところにその案を送っていただいて、そして私の方で取りまとめをするというふうに。

高橋委員

それはね、トーンが合わなくてだめですよ。

藤原委員

いや、直します。

高橋委員

部会長がですね、一応作っていただいた方が、トーンが合わないですよ。文章にならないですよ、そういうやり方をすると。



宮地委員長  
全体の筋もありますしね。

高橋委員  
全体の筋ってもんがあるから。

藤原委員  
わかりました。

松岡委員  
今日の議論で出たのを検討室でまとまりますね、何しゃべられてたかというのは。それがありますんで、ああ、治水面ではこういう結論でしたねという話で、その方が何かやりやすいんじゃないでしょうかね。3人で別々に検討室とやるよりは。

宮地委員長  
私、申し上げたかったのは、ここまでいつも来ますけども、未定稿の議事録のやつがあるわけですよ。あれをわりに早く出してくれまして、あれをまず見て、私はいつもそうなんですけど、あれをばっと読むと、何があったということは、とにかくほとんど字句の訂正ぐらいで済むように書いてある。それを起草委員に配って、少なくとも、それでメンバーのところちょっとそれをもとにしてたたき台を作ってください。

藤原委員  
わかりました。

宮地委員長  
そういうふうを考えて。

高橋委員  
ほとんど、議事録が上手にできてるからね、議事録を読めばね、まとまるんですよ。

宮地委員長  
未定稿ですが、あれは、誰が何をしゃべったかということを非常に明確に書いてありますんで、そこらへんで拾うってことは、特に委員会で出た意見なんかもそうですが、それをお願いしたいんですが、よろしゅうございますか。

藤原委員  
はい。検討室と相談しながらやります。

田中治水・利水検討室長  
議事録要旨ということでよろしいですね。まとめた分。わかりました。

宮地委員長  
要旨でいいんです。いわゆる未定稿と書いてあるやつ、あれでいいと思います。  
それでは、ちょっと話もそういうことで、今日は駒沢に関する議論もここで終了をいたしたいと思います。  
それで、そうしますと、角間の方はちょっとまたお願いもしましたんで、やっぱりこの次の議論になると思います。それで角間の方は材料がかなり出尽くしております、やっぱり。

それで、次回にはどういう方向でということ、まとめの方向を考えたいと思いますが。

それで、実際に皆さま方にご予定を伺いまして、次の委員会の予定の方についてよろしゅうございますかね。次回予定しておりますのは6月6日、金曜日でございます。やっぱり10時から5時まで予定しておりますが、早く終われば早く終わります。駒沢の方はそういうある方向が出ましたが、そこで答えが出るか、たたき台が間に合うかどうかちょっとわかりませんが、無理だったら、そんなには申しませんが。しかし考えてみると、6月3回やるということにして、やっぱり任期中には何とかけりをつけたい、けりをつけるっておかしいんですが、任務を果たしたいと思っておるんですが、そういう意味で、少し精力的に5時までにはやるつもりでお願いをしたい。それで実は6月の6日、あわや午後、人数が足りなくなるとかという心配があったんですが、ご無理をお願いしまして、何とか定足数に達しそうで、午前も午後も会議をする、そういう前提で話をしたいと思っております。よろしゅうございましょうか。

それでは、私の方から申し上げるのは以上でございます。何か事務局からございますか。

田中治水・利水検討室長

それでは、次回6月6日、来週の金曜日になりますがよろしくお願ひしたいと思ひます。場所は百景苑です。特に他にはございませぬが。

宮地委員長

それでは、4時半ちょっと過ぎましたけど、本日の会議を終わります。どうもありがとうございました。

(ありがとうございました)

大熊委員

私、あと3回とも出られないので、メールでやり取りしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

宮地委員長

なるべく、ご意見を積極的にお寄せくださいますように。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印

署名委員氏名 \_\_\_\_\_ 印